

# 第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画

千早赤阪村

令和8年3月



## はじめに

少子高齢化や人口減少、ライフスタイル・価値観の多様化など、急速な社会の変化に対応していくためには、すべての人が性別にかかわらず、互いに尊重し合い、一人ひとりが自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現が求められています。



しかしながら、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延によりライフスタイルや価値観が変化するとともに、特に女性に関しては、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻などの課題が複雑化・複合化していることが顕在化しました。

こうした状況を受け、令和6年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるなど、私たちを取り巻く社会環境が大きく変化しています。

昨今の社会情勢の変化に対応し、施策のさらなる推進を図るため、平成28年に策定した「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」の計画期間満了に伴い、「第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

千早赤阪村第5次総合計画では、「一人ひとりの個性と多様性を尊重し、誰もがいきいきと暮らし、また、活躍できるむら」をめざしており、本計画では新たに「多様な幸せ（well-being）を実現できる千早赤阪 ～互いを尊重し、誰もが自分らしく生きられる村～」を基本理念として定め、男女共同参画に関する施策を推進してまいります。

本計画の推進にあたっては、庁内推進体制の充実はもとより、引き続き住民の皆さま、関係機関・団体、事業者、地域と連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご提言をいただきました「千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会」の委員の皆さまをはじめ、住民意識調査やパブリックコメントにご協力をいただきました村民の皆さまに、心から厚くお礼申し上げます。

令和8年3月

千早赤阪村長 菊井 佳宏



# INDEX

## 目次

### p 1 **第1章** 計画策定の趣旨と背景 ---

- p 1 1 策定の趣旨
- p 2 2 世界・国・府の背景
- p 6 3 計画の位置づけ
- p 7 4 計画の期間
- p 7 5 計画の策定方法
- p 8 6 計画の特徴

### p 9 **第2章** 千早赤阪村の現状 ---

- p 9 1 人口の状況
- p 11 2 世帯の状況
- p 13 3 就業の状況
- p 16 4 アンケート調査結果の状況
- p 40 5 前計画（第2期）の取り組み状況と課題

### p 42 **第3章** 計画の基本的な考え方 ---

- p 42 1 基本理念
- p 42 2 計画の基本目標
- p 44 3 計画の体系

p45 **第4章 施策の内容と具体的取り組み**

---

- p45 基本目標Ⅰ 誰もが多様な選択ができる男女共同参画社会実現のための意識づくり
- p47 基本目標Ⅱ 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり  
【千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】
- p49 基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進
- p51 基本目標Ⅳ 多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境づくり

p56 **第5章 計画の推進**

---

- p56 1 庁内推進体制の充実
- p56 2 住民・事業者等との連携の推進

p57 **資料編**

---

- p57 1 社会の動向
- p59 2 男女共同参画社会基本法
- p62 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- p76 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）
- p84 5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- p90 6 千早赤阪村男女共同参画推進条例
- p93 7 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会規則
- p94 8 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会委員名簿
- p95 9 千早赤阪村男女共同参画社会推進本部設置要綱
- p96 10 第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画策定経過

## 第1章

# 計画策定の趣旨と背景

## 1 策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀における最重要課題として位置づけています。市町村に対しては同法第14条第3項において、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定するよう努めなければならないとし、基本計画の策定を努力義務としています。

そのことを踏まえ、本村では、平成18年3月に男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に取り組むため、「千早赤阪村男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画に関する施策の推進に努めてきました。

平成28年3月には「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」を策定し、「互いを尊重し、個性や能力を発揮できる、みんなに優しい千早赤阪村」を基本理念として掲げ、性別にとらわれることなく、互いを尊重し、誰もがさまざまな場で対等に参画し、個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現をめざしてきました。

これまでの取り組みにより、男女共同参画の推進に向けた村民意識は着実に高まりつつありますが、今なお地域社会や家庭、職場において、固定的性別役割分担意識やDV等の人権侵害、女性の活躍促進や子育てと仕事の両立、性の多様性に対する理解促進など課題は多く、対応が求められています。

このような状況のもと、令和7年度で「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」が満了となることから、計画の実績等を基に千早赤阪村の特徴をとらえ、新たな課題や社会状況の変化に対応し、男女共同参画に関する施策をさらに推進するため、「第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画」として策定するものです。



---

## 2 世界・国・府の背景

---

### (1) 世界の動き

平成27年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連加盟193か国の全会一致で採択されました。2030アジェンダでは、平成28年から令和12年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標として、17のゴール・169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられており、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことが誓われています。

SDGsでは、目標5に「ジェンダー平等を実現しよう（ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る）」が立てられ、教育や経済的資源へのアクセスなど、女性や女児であることを理由に平等な機会を与えられていない状況に終止符を打ち、世界人口の半数を占めるすべての女性及び女児の能力強化を行うことが掲げられています。

また、国連婦人の地位委員会においては、平成28年3月（第60回）では「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」と「女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」をテーマに、平成30年3月（第62回）では「農山漁村の女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメント達成のための課題と機会」をテーマとした協議等が行われ、女性の地位向上をめざした国際的な取り組みは継続して積極的に進められています。

しかしながら、令和元年12月に発表された、世界経済フォーラムによる「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は153か国中121位と過去最低の順位となりました。これは政治・経済・教育・健康の4部門について、男女にどれだけの格差が存在しているかを分析して算出される指標で、日本は、特に政治と経済の分野において男女の格差が大きく、男女共同参画において取り組むべき課題は依然として多く残されています。

そして、令和7年6月に発表された最新の「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数2025」においても、日本は148か国中118位の低順位となっています。傾向についても令和元年と同様、政治と経済の分野の評価が低く、G7（先進7か国首脳会議）の中では最下位です。ジェンダー平等を実現するためには、これらの分野における男女格差の解消のため、さまざまな取り組みを推し進めていく必要があります。



## (2) 国の動き

### ① 国内行動計画の策定

国際社会における男女平等の実現に向けた取り組みを受け、国は昭和52年に最初の「国内行動計画」、10年後の昭和62年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」、平成8年に「男女共同参画2000年プラン」、平成17年に「第2次男女共同参画基本計画」、平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」、平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。

令和2年12月には、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され「すべての女性が輝く令和の社会」の実現に向け、2020年代の早期に指導的地位に占める女性の割合を30%程度とする目標の達成や、社会のあらゆる分野におけるジェンダー主流化の推進など、制度や慣行の見直しを含めた構造的な変革を加速させてきました。

そして、令和8年3月に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」では、めざすべき社会として、次の4つが掲げられています。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

### ② 男女共同参画を推進する法整備の動き

昭和60年の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、平成11年には「男女共同参画社会基本法」が成立、男女共同参画社会づくりは21世紀の最重要課題と位置づけられました。

また、平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立し、就学前児童や小学生の保育の充実、「女性のチャレンジ応援計画」の取り組みの推進、企業における女性の活躍状況の「見える化」の推進などのさまざまな取り組みが進められています。こうした取り組みにより女性の就業率は飛躍的に上昇している一方で、収入や正規雇用率などの雇用分野における性差は依然としてあり、仕事と家庭生活との両立の難しさなど、取り組むべき課題は多く顕在しています。

さらに、令和5年6月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を深め、多様性に寛容な社会の実現をめざすものとして、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布、施行されました。

そして、令和6年4月には、困難な問題に直面している女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この法律では、女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らせる社会の実現をめざすことが示されています。

### ③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成25年7月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が相次いで改正されました。「改正ストーカー規制法」では、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が新たに法の規制対象とされ、同年10月に施行されました。「改正DV防止法」では、それまで適用対象外であった「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」を法の適用対象として、平成26年1月に施行されました。加えて、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化される等の改正がされ、令和2年4月に施行されました。

また、若年層を中心に社会問題化しているリベンジポルノへの対策として、平成26年11月には、リベンジポルノに罰則を設ける「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ法）」が成立しました。

加えて、令和5年5月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」が改正され、保護命令の対象に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者が追加されたほか、接近禁止命令等の申立てをすることができる範囲の拡大、禁止命令の対象行為に連続したSNS等の送信の追加、保護命令違反の厳罰化など、保護命令制度の拡充と罰則強化が図られました。



#### ④ 仕事と生活の調和を推進する法整備の動き

社会の活力の低下や少子化・人口減少を解決するために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取り組みがあります。これまでの働き方を見直して仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成19年に「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

また、平成27年には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。その後、令和元年5月の改正により、令和4年4月1日からは、一般事業主行動計画の策定・届出および情報公表の義務が、従業員数101人以上300人以下の企業にも拡大されました。あわせて、女性の活躍推進において優れた取り組みを行う企業を評価する特例認定制度（プラチナえるぼし）が創設され、ハラスメントに関する相談を理由として事業主が労働者に不利益な取扱いをすることを禁止する規定が新たに盛り込まれるなど、制度の充実が図られています。

### （3）大阪府の動き

大阪府では、昭和56年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を、昭和61年に「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画-21世紀をめざす大阪府女性プラン」を、平成3年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画-女と男のジャンプ・プラン」を、さらに平成9年には、北京行動綱領等を踏まえ、「新女と男のジャンプ・プラン」を策定して施策の推進に取り組んできました。

平成10年には、大阪府附属機関条例に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成14年4月「大阪府男女共同参画審議会」に改称）を設置し、男女共同参画をめぐるさまざまな課題に的確に対応していくために、平成13年7月、男女共同参画社会基本法に基づき、平成22年度を目標年度とした「おおさか男女共同参画プラン」（平成18年改訂）を策定するとともに、平成14年4月に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。

その後、平成23年には「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」が策定され、以後5年ごとに新しいプランを策定し、令和8年には大阪府男女共同参画審議会の答申（令和7年8月）に基づいた「おおさか男女共同参画プラン（2026-2030）」を策定しました。

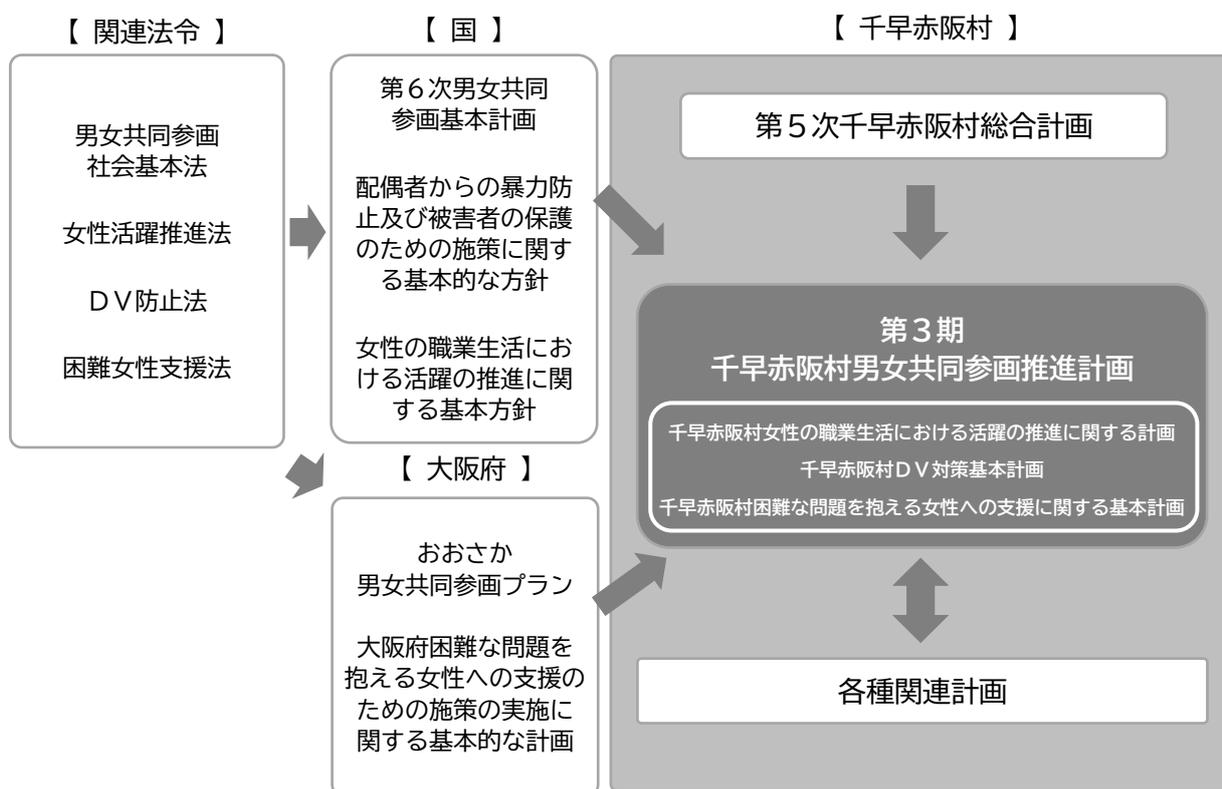
令和6年には「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（2024-2026）」を策定し、困難な問題を抱える女性への支援施策を推進しています。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する行動計画であるとともに、「千早赤阪村男女共同参画推進条例」第10条に定められた計画です。

また、国の第6次男女共同参画基本計画や大阪府のおおさか男女共同参画プラン等を踏まえるとともに、第5次千早赤阪村総合計画を上位計画とし、他の関連計画とも整合性を図るものとします。

さらに、本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含します。



## 4 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

計画期間

平成28年度	平成29年度	～	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	～	令和16年度	令和17年度
第2期 千早赤阪村男女共同参画推進計画					第3期 千早赤阪村男女共同参画推進計画				
策定				期間満了	策定				

## 5 計画の策定方法

本計画は、『「男女共同参画」に関する住民意識調査』により、本村の男女共同参画の実態把握に努めるとともに、パブリックコメントなどを通じて広く村民等の意見を求め、庁内組織である「千早赤阪村男女共同参画社会推進本部」及び、住民・事業者・教育・福祉関係者などで構成する「千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会」の審議を経て策定しました。



---

## 6 計画の特徴

---

### (1) 千早赤阪村男女共同参画推進条例に基づいた計画

本村では、男女共同参画社会の推進に関する基本理念を定め、村、住民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に実施し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とした「千早赤阪村男女共同参画推進条例」を平成28年3月に制定しました。

本条例において、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定することとなっており、本計画は、この規定に沿った計画とします。

### (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づいた計画

本計画の基本目標Ⅳ「多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境づくり」基本施策1「あらゆる暴力やセクシュアルハラスメント等の根絶」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める「市町村基本計画」である「千早赤阪村DV対策基本計画」として位置づけ、DV防止に向けて一層積極的に取り組みを進めます。

### (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいた計画

本計画の基本目標Ⅱの「性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める「市町村基本計画」である「千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」として位置づけ、女性の職業生活における活躍の推進に向けた施策に取り組みます。

### (4) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいた計画

本計画の基本目標Ⅳ「多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境づくり」基本施策2「様々な困難を抱える人々への支援強化」を、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める「市町村基本計画」である「千早赤阪村困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」として位置づけ、困難な問題を抱える女性への支援強化に向けた施策に取り組みます。

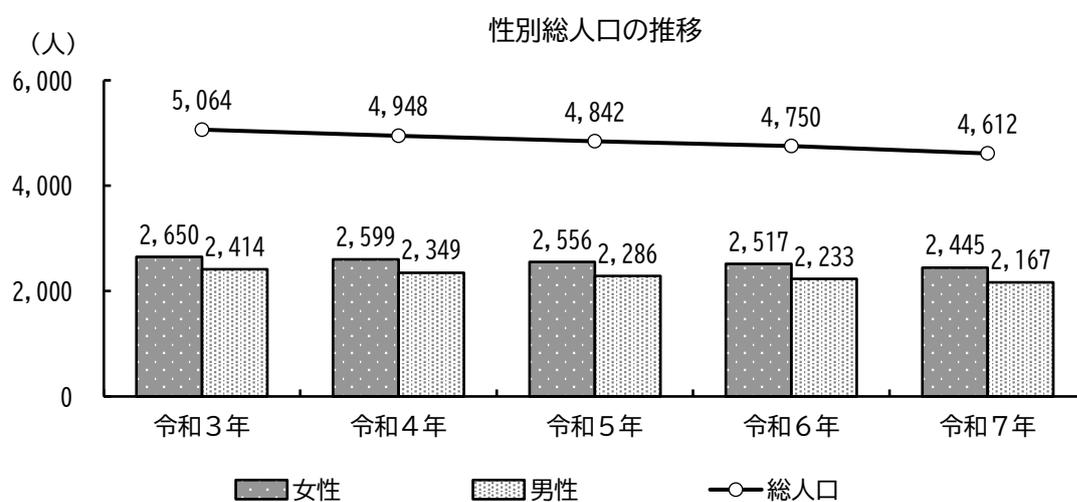
## 第2章

# 千早赤阪村の現状

## 1 人口の状況

### (1) 性別総人口の推移

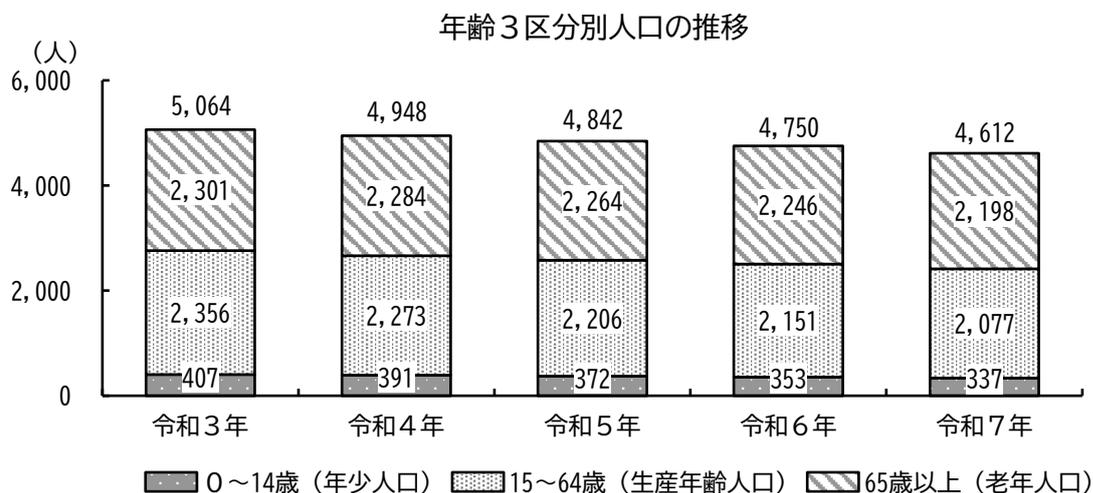
本村の総人口は、令和7年では、4,612人となっており、令和3年に比べ、452人減少しています。性別で見ると、令和7年では、女性2,445人、男性2,167人と女性が多くなっています。また、令和3年と比べると、女性では205人、男性では247人減少しています。



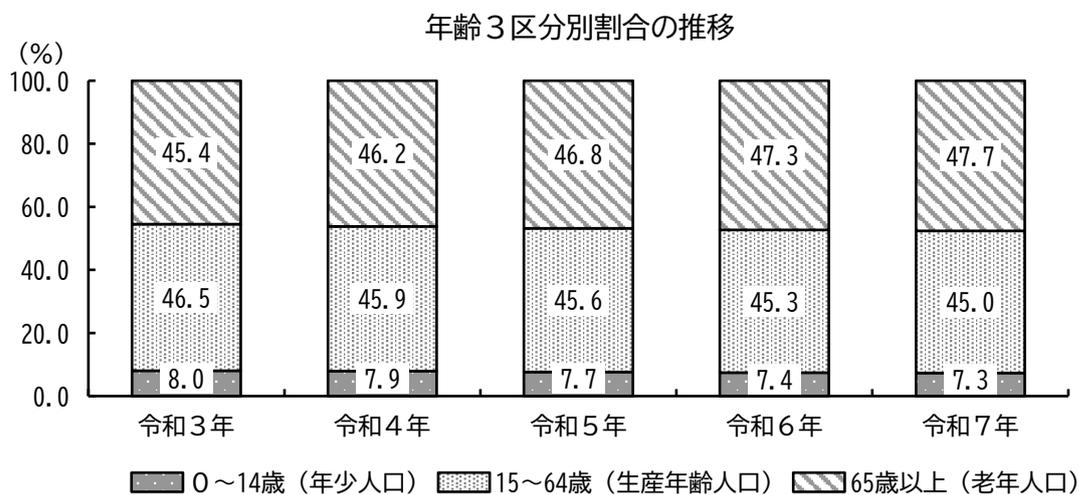
資料：総人口（各年3月末現在）

## (2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口は、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）の人口は年々減少していますが、65歳以上（老年人口）の人口の割合は増加しており、令和3年の45.4%から、令和7年では47.7%と2.3ポイント増加しています。



資料：総人口（各年3月末現在）



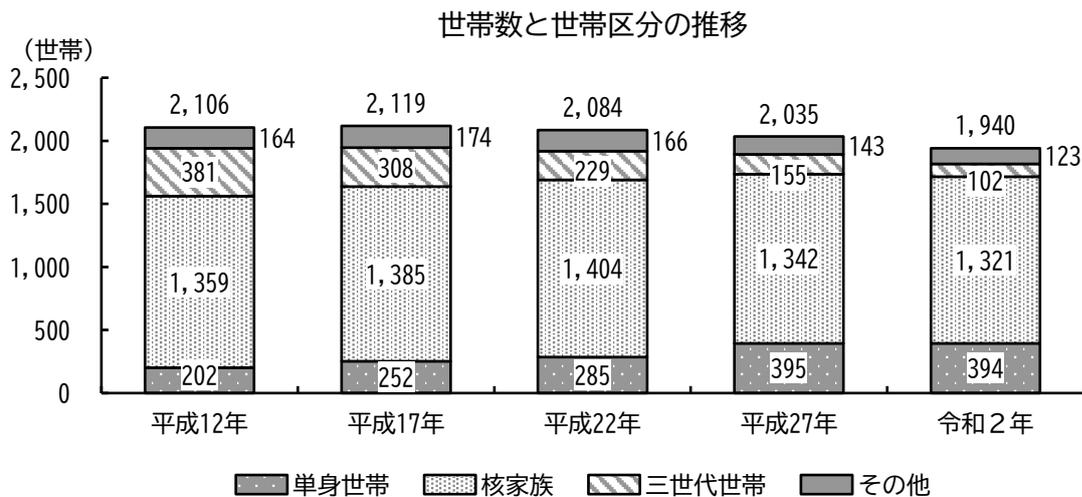
資料：総人口（各年3月末現在）

## 2 世帯の状況

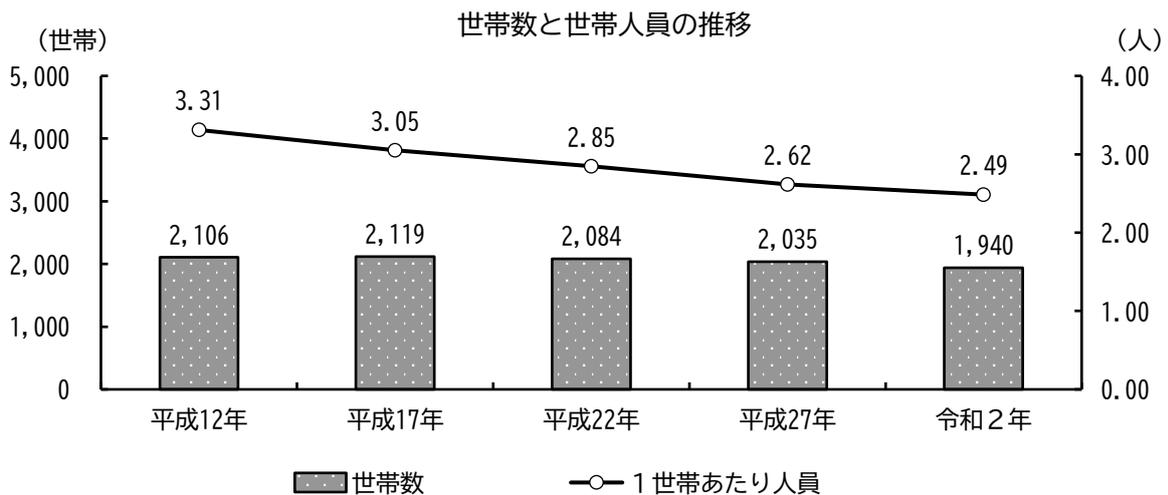
### (1) 世帯数と世帯区分の推移

世帯数は、平成17年までは増加していましたが、平成22年以降は減少し、令和2年には1,940世帯となっています。一方で、単身世帯は年々増加しています。

また、1世帯あたり人員についても、年々減少しており、平成12年の3.31人に対し、令和2年では2.49人となっています。



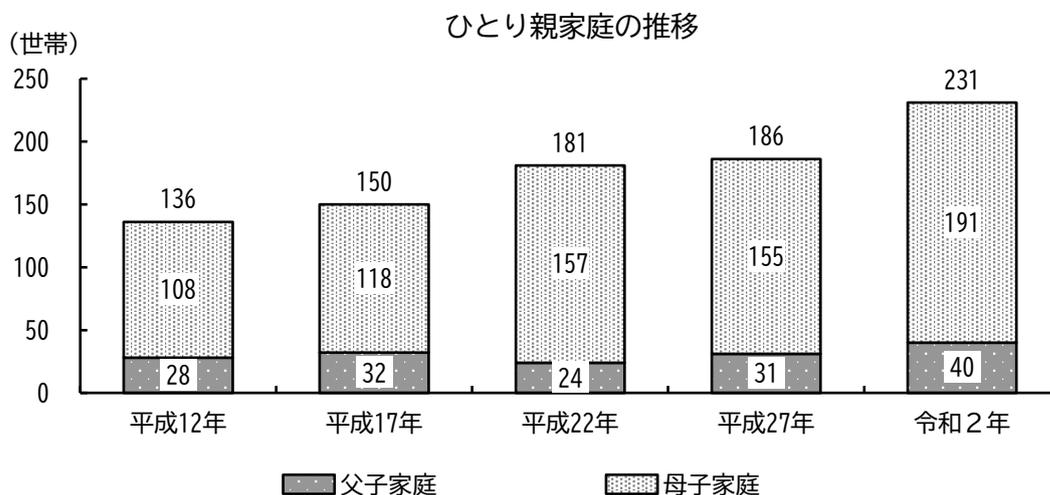
資料：国勢調査（各年10月1日）



資料：国勢調査（各年10月1日）

## (2) ひとり親家庭の推移

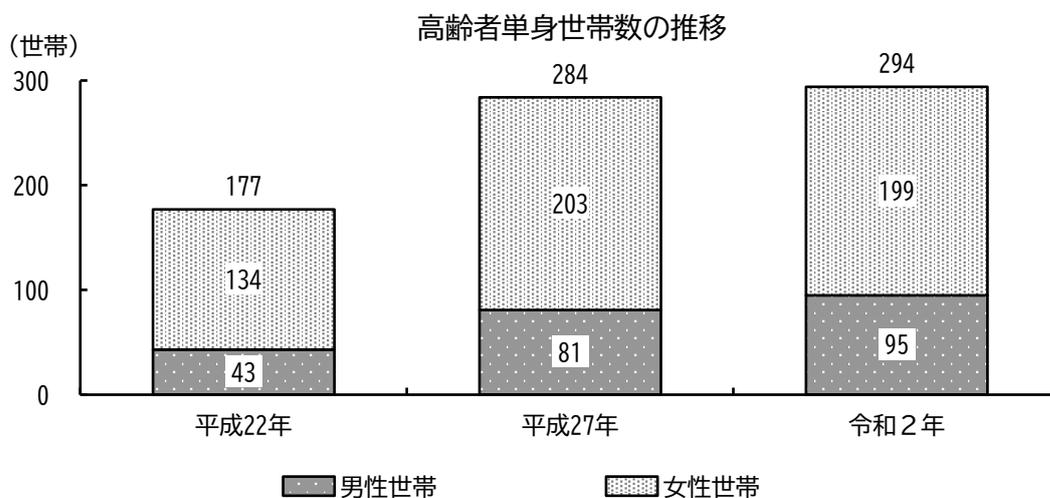
ひとり親家庭は、年々増加しており、父子家庭に比べ、母子家庭世帯の数が増加しています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

## (3) 高齢者単身世帯数の推移

高齢者単身世帯数については、年々増加傾向にあります。令和2年には男性に比べ、女性が2.1倍となっており、今後の高齢化にともない、女性の高齢者単身世帯数はますます増加していくと予想されます。

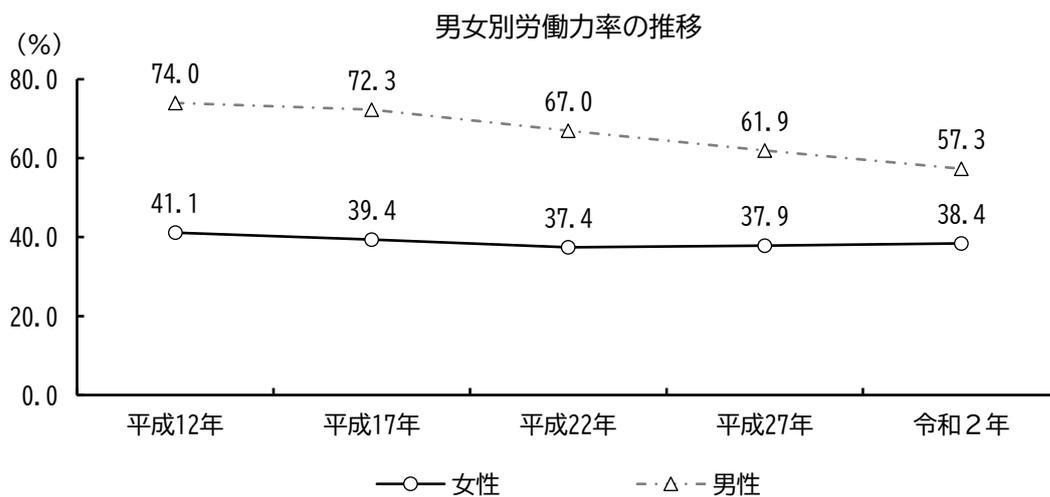


資料：国勢調査（各年10月1日）

### 3 就業の状況

#### (1) 男女別労働力率

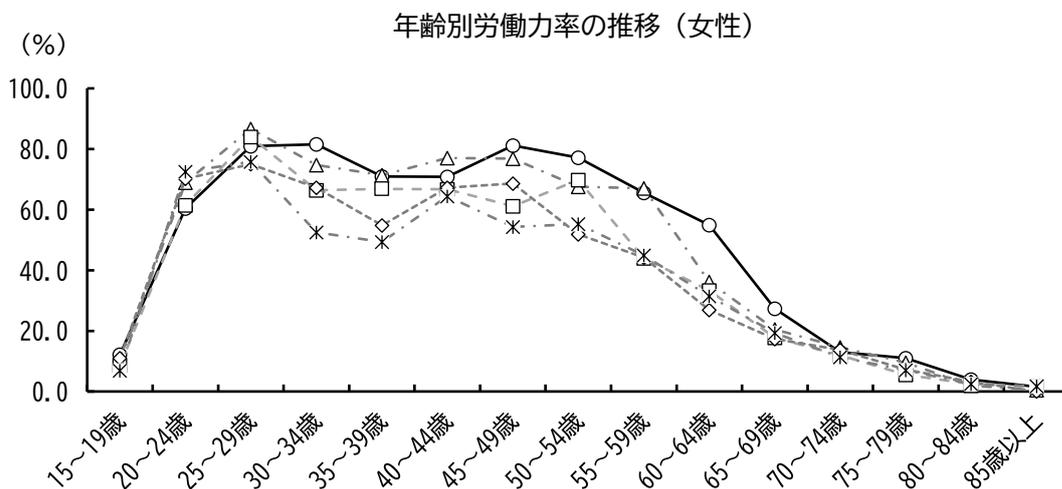
本村の労働力率は、男性は減少傾向にあり、令和2年では57.3%となっています。一方、女性は平成22年の37.4%以降増加しており、令和2年では38.4%となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

## (2) 年齢別労働力率の推移

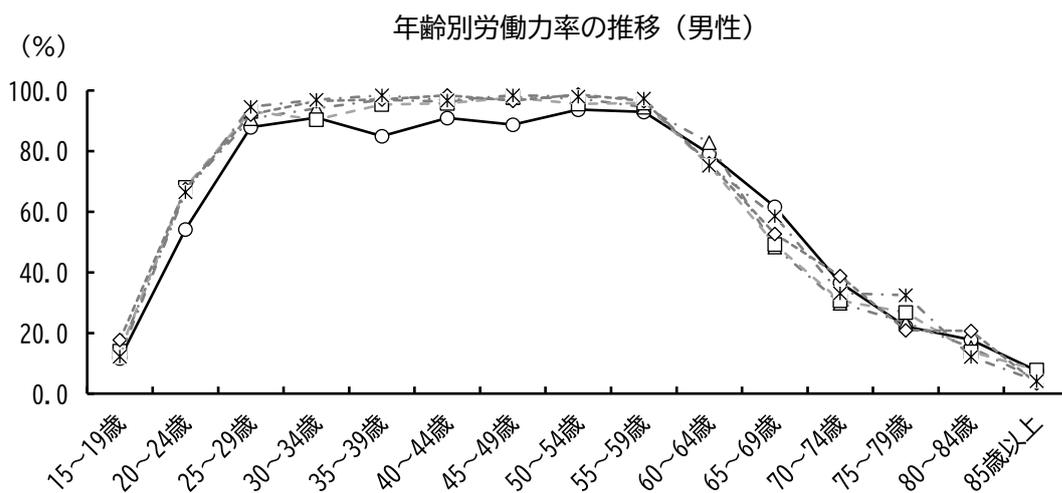
本村の女性の年齢別労働力率は、30歳代後半を底とするM字カーブ※を描いています。年々30歳代から40歳代の女性の労働力率が高くなっており、令和2年では70%を越す割合となっています。



—○— 令和2年    -△- 平成27年    -□- 平成22年    -◇- 平成17年    -\*- 平成12年

※ M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

資料：国勢調査（各年10月1日）



—○— 令和2年    -△- 平成27年    -□- 平成22年    -◇- 平成17年    -\*- 平成12年

資料：国勢調査（各年10月1日）

### (3) 審議会等の女性委員数の状況

令和7年度の村内における審議会等の参画状況をみると、延委員数158人に対し、女性委員数30人で、女性比率は19.0%となっています。

審議会等	22
うち女性のいる審議会等	15
延委員数	158人
うち女性委員数	30人
女性比率	19.0%

資料：庁内資料

### (4) 庁内の女性管理職数の状況

令和7年度の庁内の管理職の女性割合をみると、管理職数24人に対し、女性数6人で、女性比率は25.0%となっています。

年度	管理職数	うち女性数	女性比率
令和元年度	27人	8人	29.6%
令和2年度	26人	6人	23.0%
令和3年度	27人	7人	25.9%
令和4年度	27人	5人	18.5%
令和5年度	26人	5人	19.2%
令和6年度	25人	5人	20.0%
令和7年度	24人	6人	25.0%

資料：庁内資料

---

## 4 アンケート調査結果の状況

---

### (1) アンケート調査の概要

#### ① 調査の目的

「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」の計画期間満了に伴い、新たな千早赤阪村男女共同参画推進計画の策定にあたり、住民の意識や実態を把握し計画策定の基礎資料とするため、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。

#### ② 調査の対象

村内在住の18歳以上の村民、男女各500人を無作為抽出

#### ③ 調査期間

令和7年9月1日から令和7年9月19日まで

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤ 回収状況

配布数	回収数	回収率
1,000件	305件	30.5%

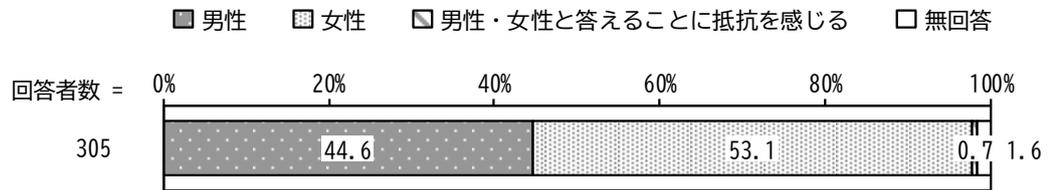
#### ⑥ 調査結果の表示方法

回答は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

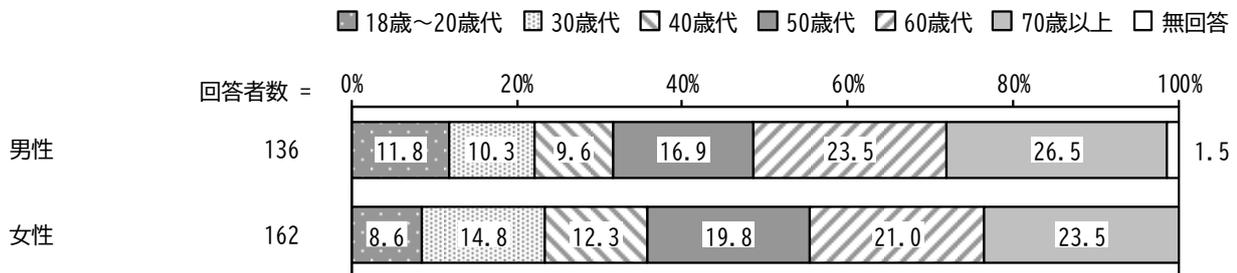
## (2) アンケート調査結果

### ① 回答者の基本属性

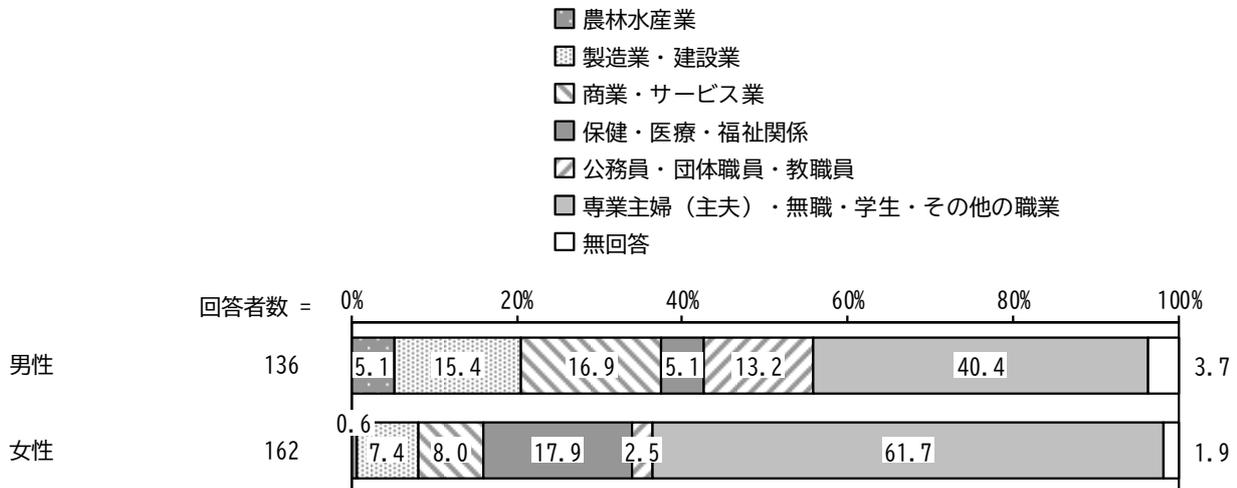
#### ○ 性別



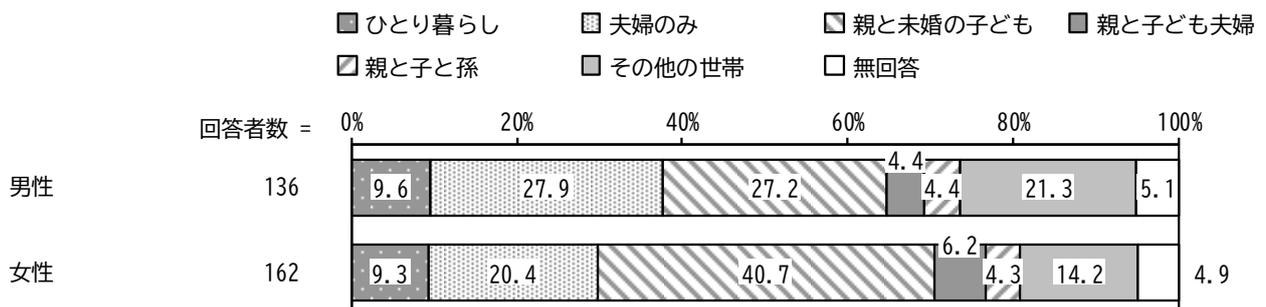
#### ○ 年齢



#### ○ 職業

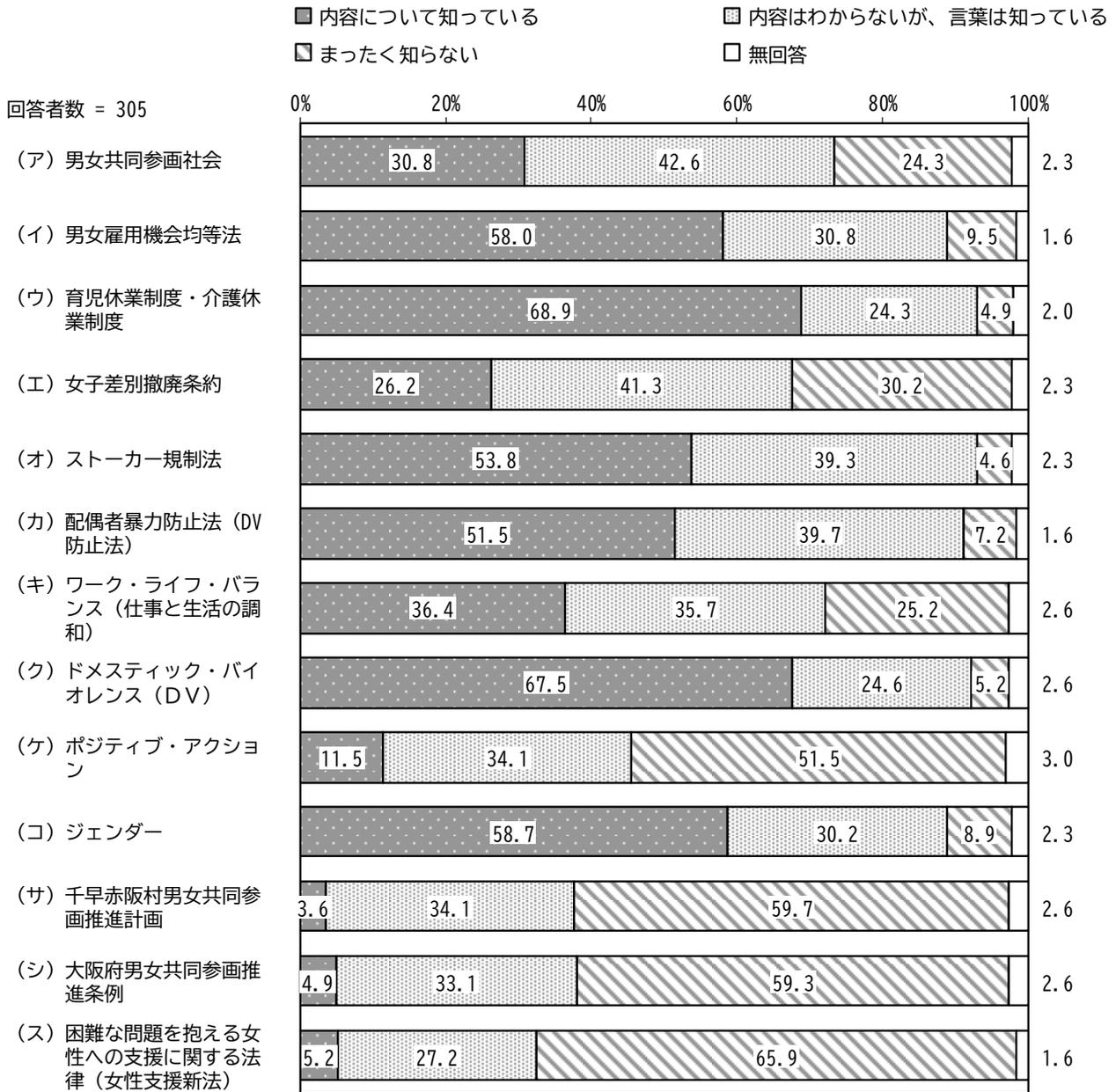


#### ○ 家族構成



○ 「男女共同参画」に関する言葉や制度の認知状況について

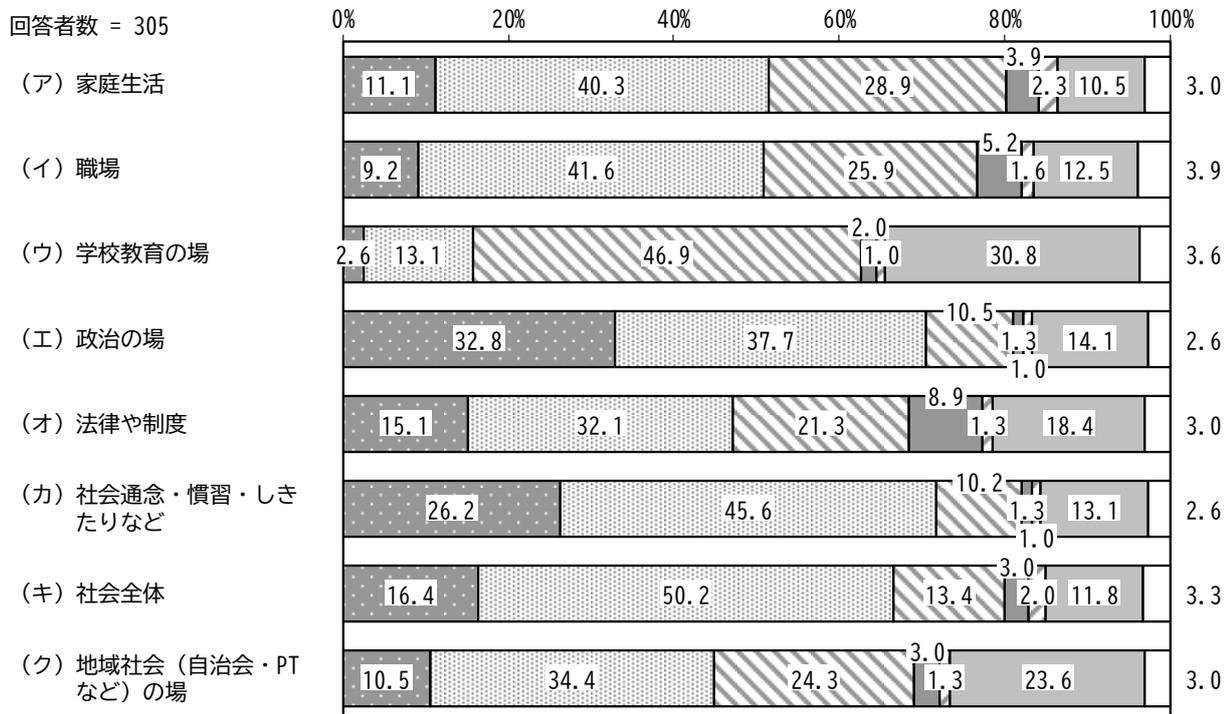
『(ウ) 育児休業制度・介護休業制度』で「内容について知っている」が、『(ア) 男女共同参画社会』で「内容はわからないが、言葉は知っている」が、『(ス) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)』で「まったく知らない」が高くなっています。



○ 各分野における男女平等について

『(カ) 社会通念・慣習・しきたりなど』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”が、『(ウ) 学校教育の場』で「平等になっている」が高くなっています。

- 男性の方が非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ▩ 平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答

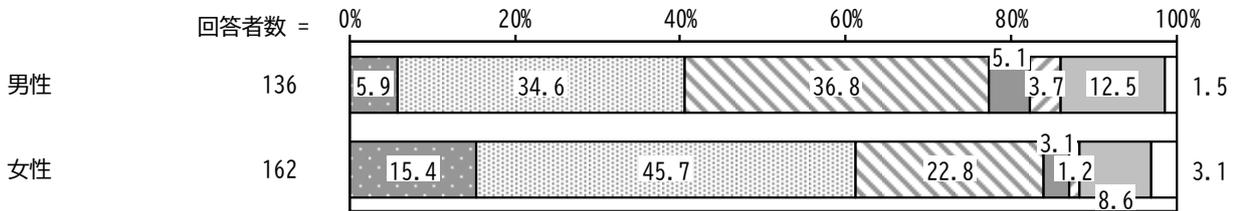


【性別】

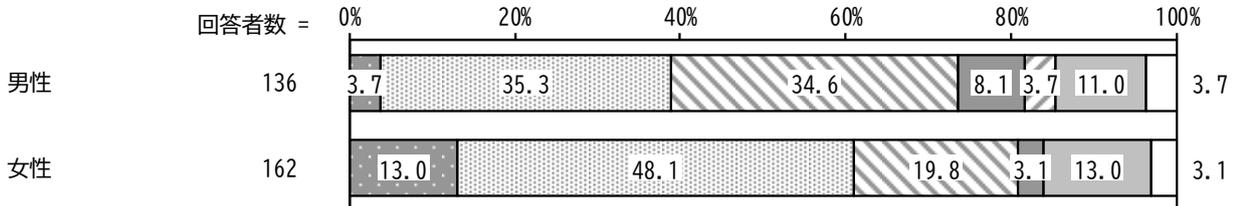
性別で見ると、全ての分野において、男性に比べ、女性で“男性が優遇されている”の割合が高くなっており、特に「家庭生活」「職場」「法律や制度上」においては、男女の差が大きくなっています。

【家庭生活】

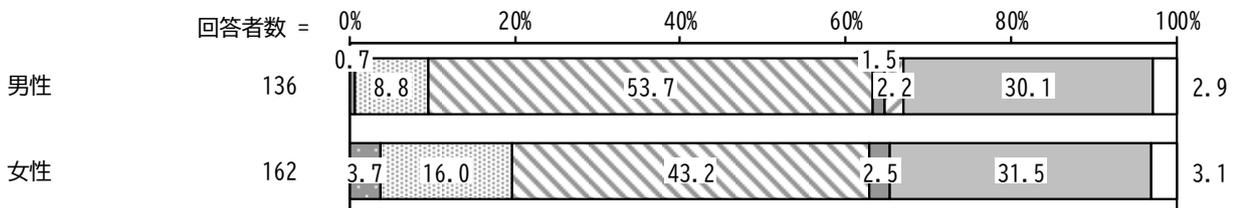
- 男性の方が非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ▩ 平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答



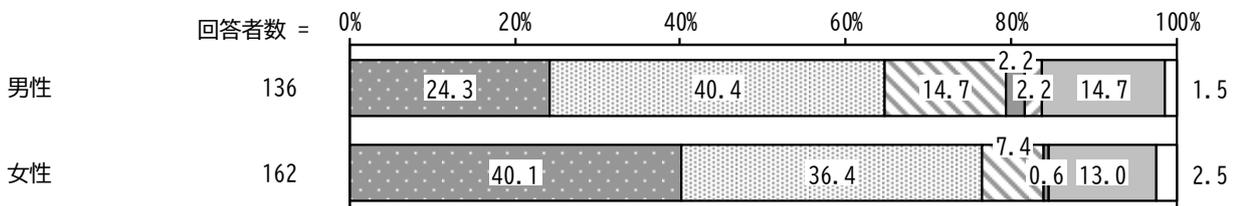
【職場】



【学校教育の場】

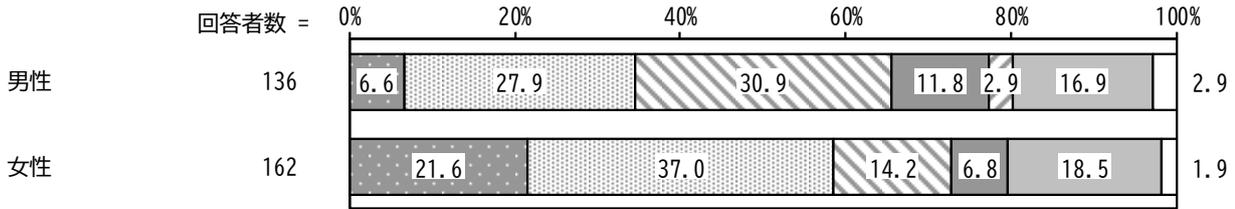


【政治の場】

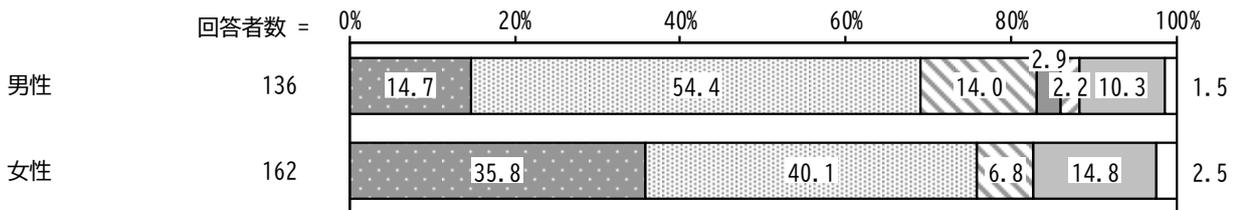


【法律や制度の上】

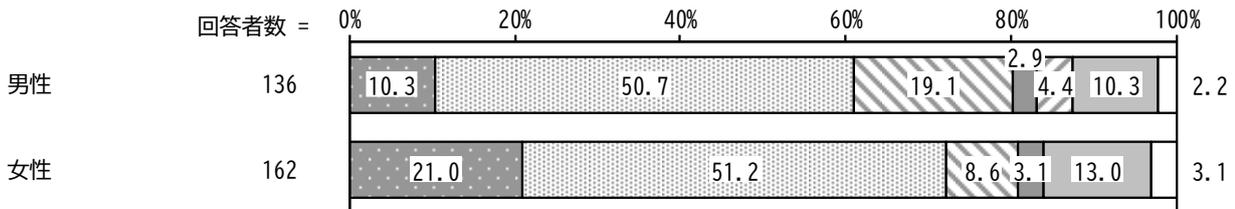
- 男性の方が非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答



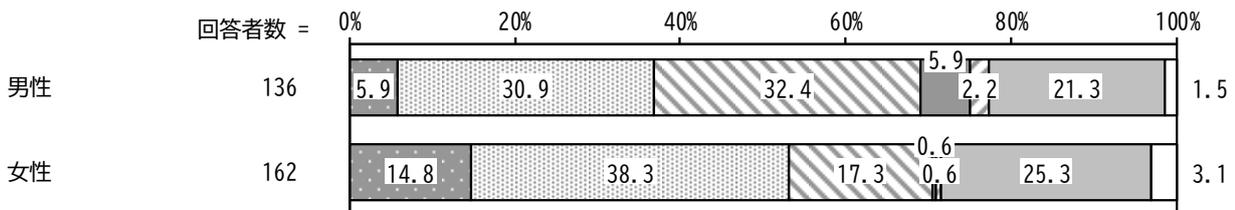
【社会通念・慣習・しきたりなど】



【社会全体】



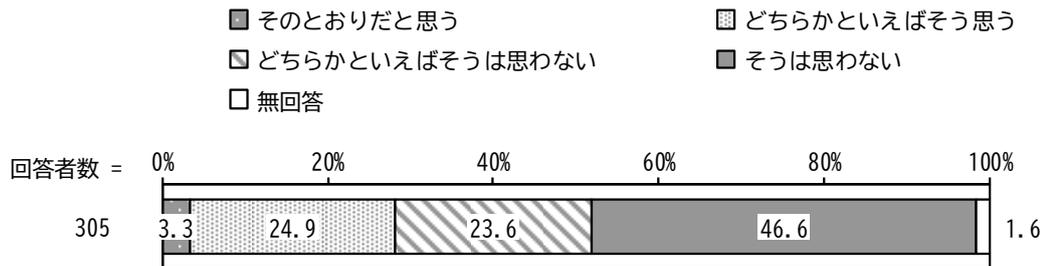
【地域社会（自治会・PTAなど）の場】



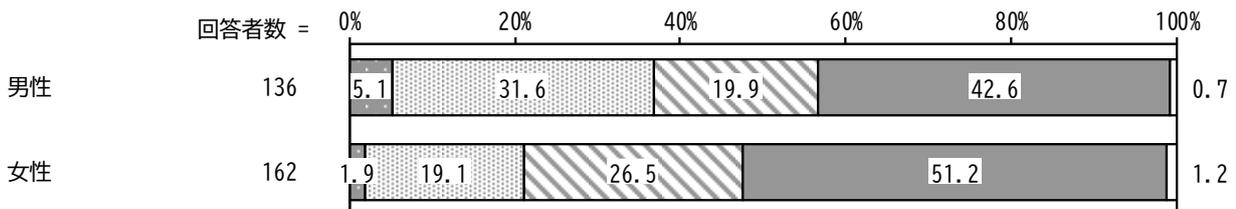
○ あなたの「男（夫）は仕事、女（妻）は家庭」という考え方について

「そのとおりだと思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が28.2%、「どちらかといえばそうは思わない」「そうは思わない」を合わせた“そうは思わない”の割合が70.2%となっています。

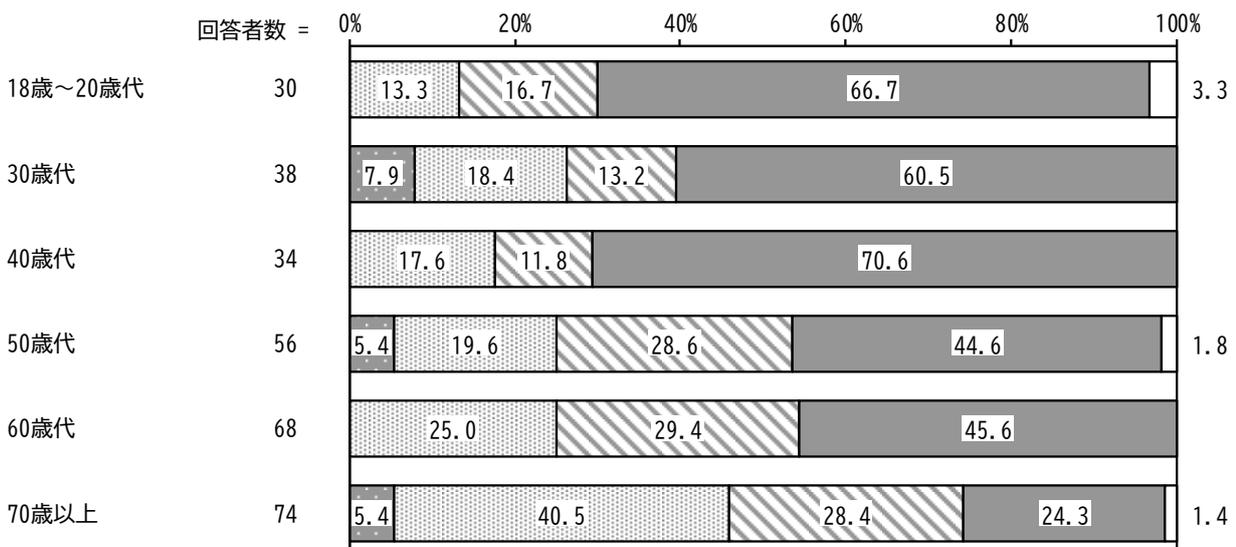
また、年齢別にみると、年齢が上がるほど「どちらかといえばそう思う」の割合が高い傾向にあります。また、40歳代で「そうは思わない」の割合が高く、30歳代、40歳代で「どちらかといえばそうは思わない」の割合が低くなっています。



【性別】



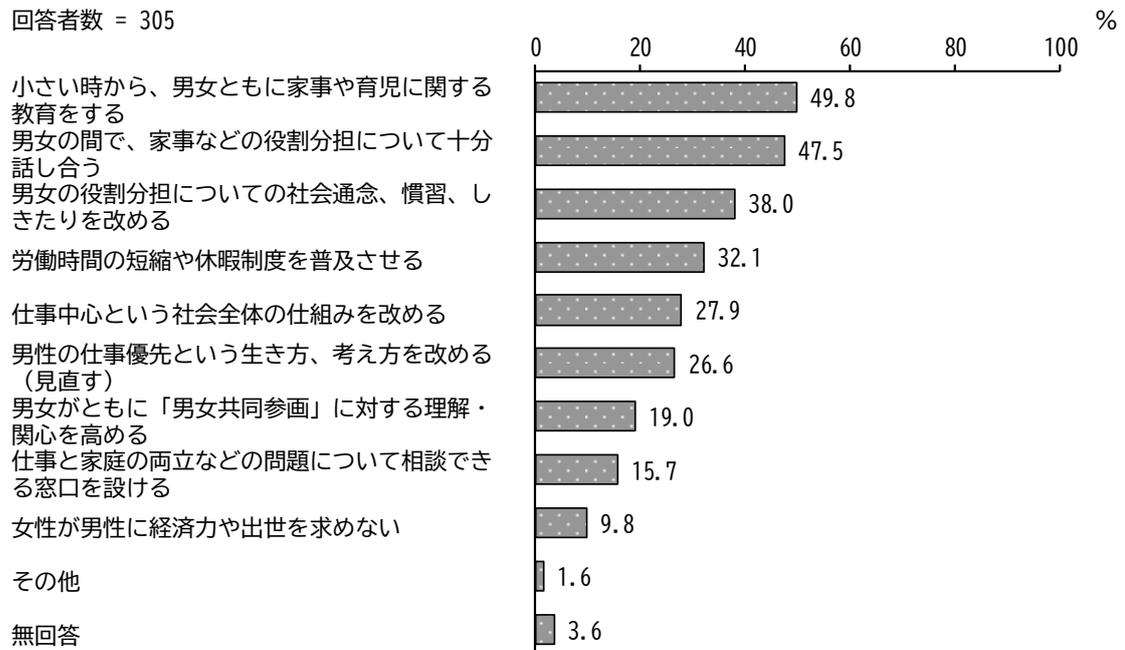
【年齢別】



○ 男女にかかわらず、ともに家事・子育て・介護を担い合っていくために必要なことについて

「小さい時から、男女ともに家事や育児に関する教育をする」の割合が49.8%と最も高く、次いで「男女の間で、家事などの役割分担について十分話し合う」の割合が47.5%、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める」の割合が38.0%となっています。

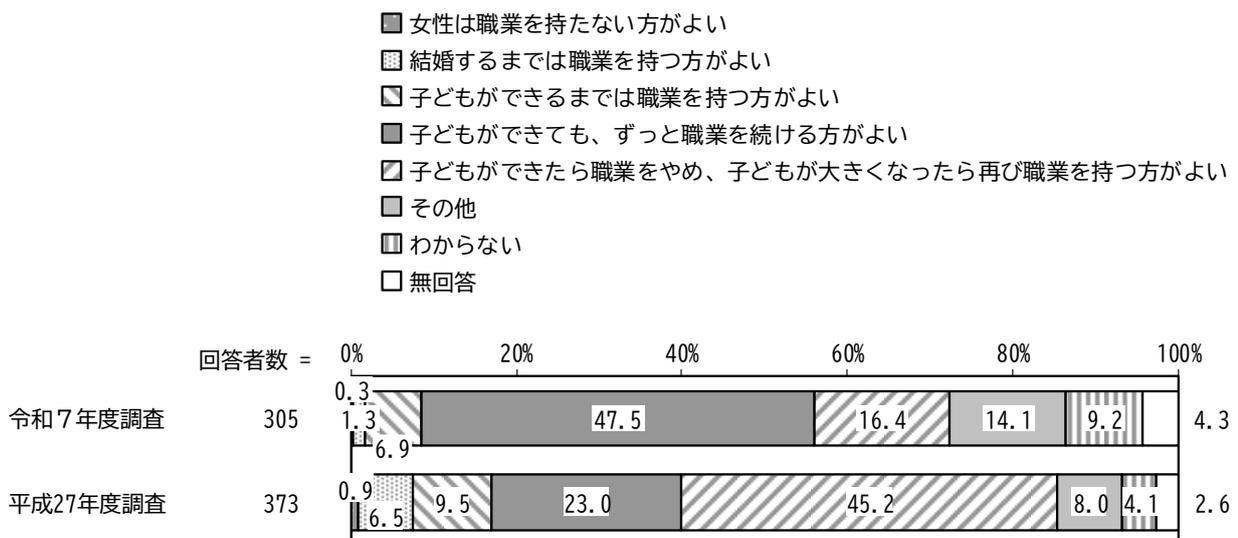
回答者数 = 305



○ 女性が職業を持つことについて

「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が47.5%と最も高く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」の割合が16.4%となっています。

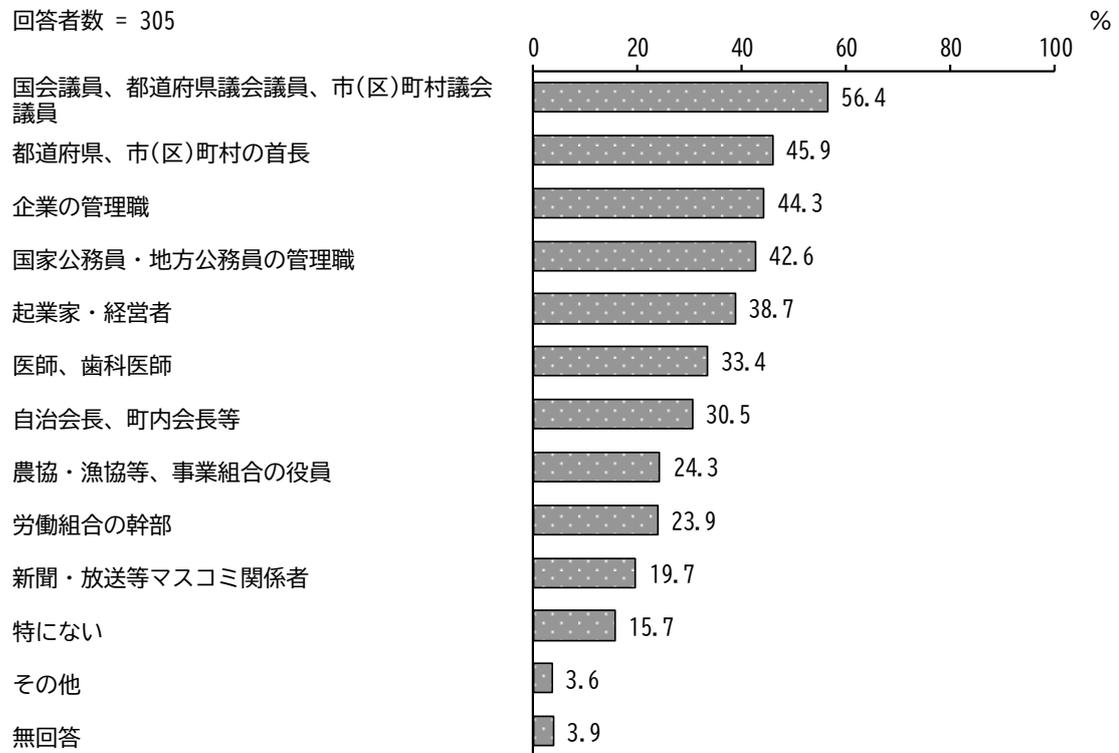
平成27年度調査と比較すると、「結婚するまでは職業を持つ方がよい」(H27:6.5%、R7:1.3%)、「子どもができたなら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」(H27:45.2%、R7:16.4%)が減少し、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」(H27:23.0%、R7:47.5%)が増加しています。



○ 今後女性がもっと増える方がよい職業や役職について

「国会議員、都道府県議会議員、市(区)町村議会議員」の割合が56.4%と最も高く、次いで「都道府県、市(区)町村の首長」の割合が45.9%、「企業の管理職」の割合が44.3%となっています。

回答者数 = 305



○ 仕事と生活を両立し、いきいきと暮らせる社会を実現するために必要なこと

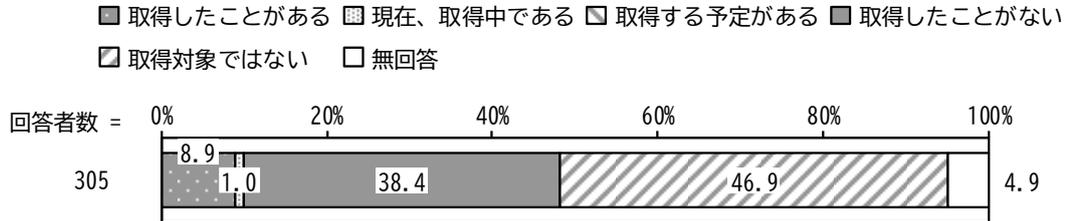
「子どものころから、職業選択の自由や男女がともに家事、育児、介護の責任を分かち合う男女平等の意識づけを行う」の割合が34.1%と最も高く、次いで「柔軟な勤務形態（フレックスタイム制や在宅勤務など）や時間外労働の削減など、働き方の見直しを図る」の割合が29.2%、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る」の割合が23.0%となっています。

回答者数 = 305



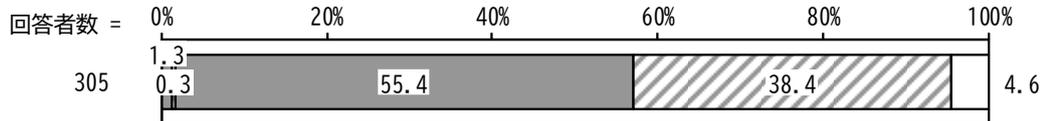
○ 育児休業の取得状況について

「取得対象ではない」の割合が46.9%と最も高く、次いで「取得したことがない」の割合が38.4%となっています。



○ 介護休業の取得状況について

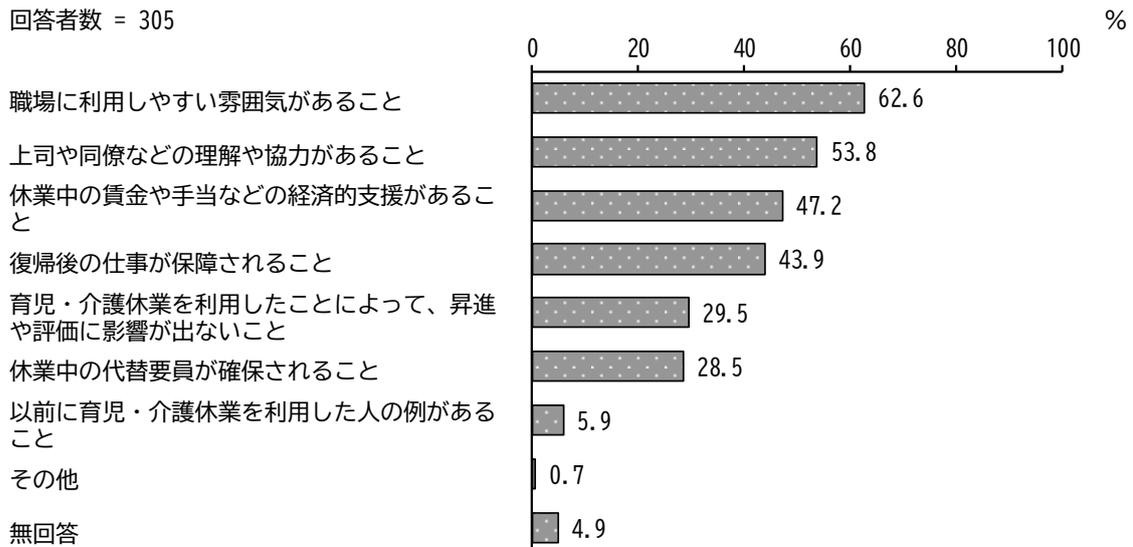
■ 取得したことがある ■ 現在、取得中である ■ 取得する予定がある ■ 取得したことがない  
 ■ 取得対象ではない □ 無回答



○ 育児や介護の休業制度を男女ともに取りやすくするために必要なこと

「職場に利用しやすい雰囲気があること」の割合が62.6%と最も高く、次いで「上司や同僚などの理解や協力があること」の割合が53.8%、「休業中の賃金や手当などの経済的支援があること」の割合が47.2%となっています。

回答者数 = 305

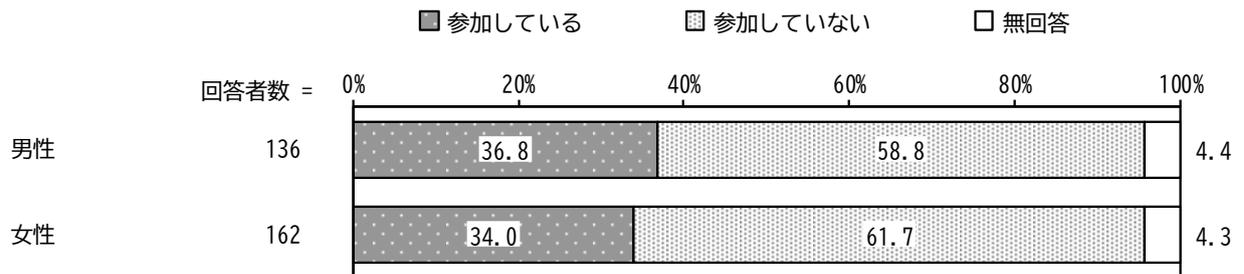


○ 地域活動への参加状況

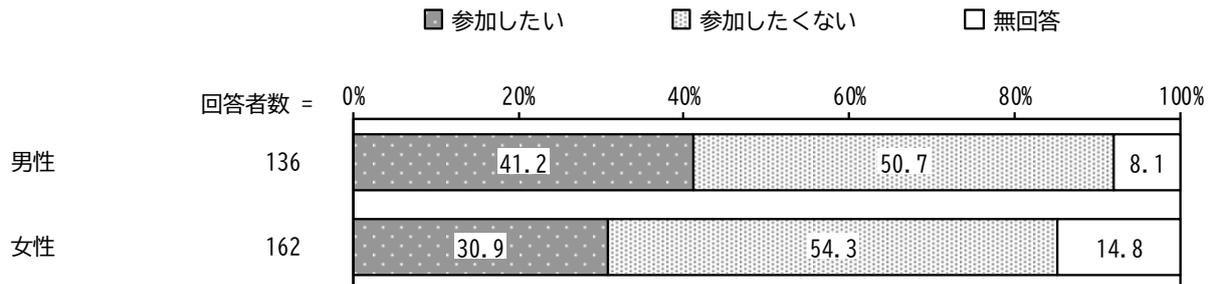
『自治会・老人クラブ活動』『PTA、子ども会、青少年育成などの活動』『スポーツ・健康づくり活動』『消防、防犯、交通安全などの活動』で、男女で「参加している・していない」、「参加したい・したくない」の割合に差がみられます。

【自治会、老人クラブ活動など】

◆現在

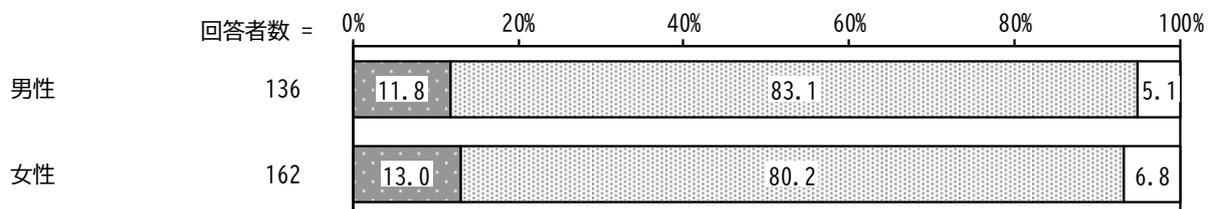


◆今後

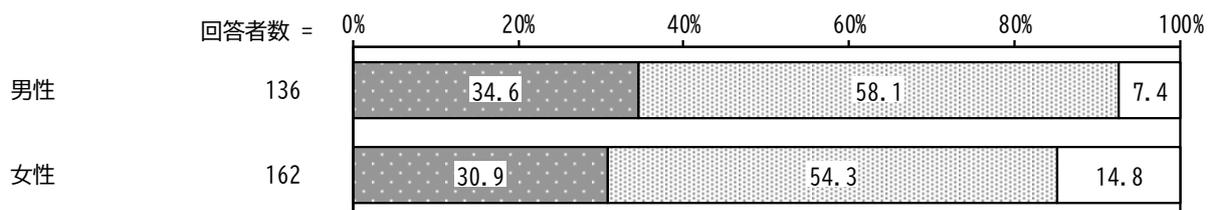


【福祉ボランティア活動】

◆現在

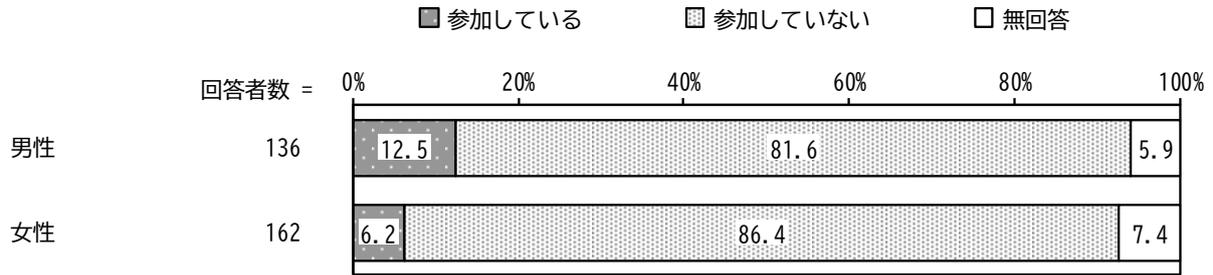


◆今後

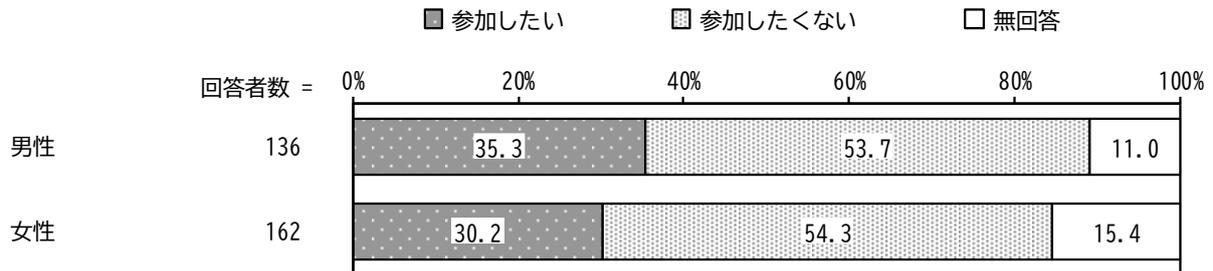


【環境ボランティア活動】

◆現在

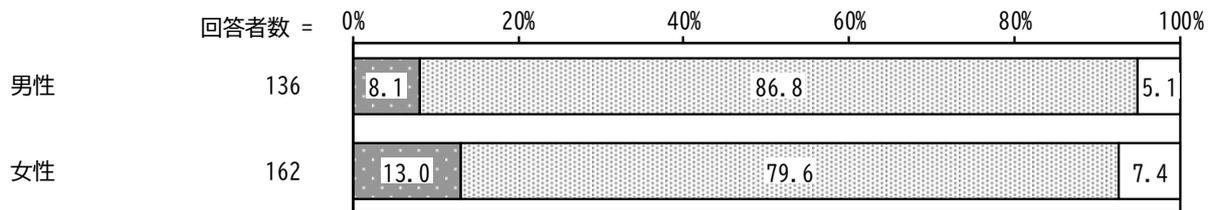


◆今後

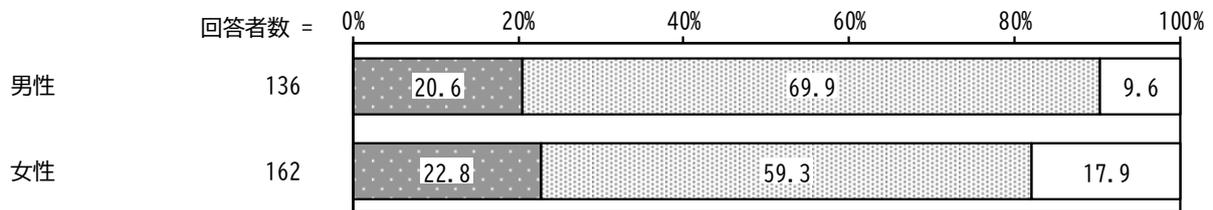


【PTA、子ども会、青少年育成などの活動】

◆現在

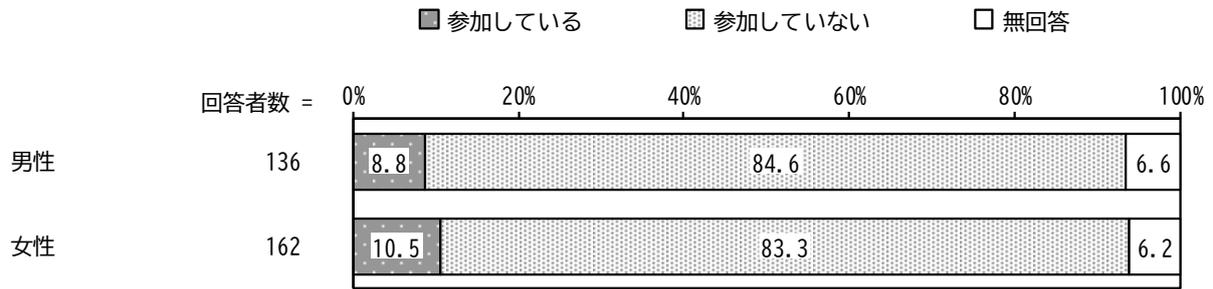


◆今後

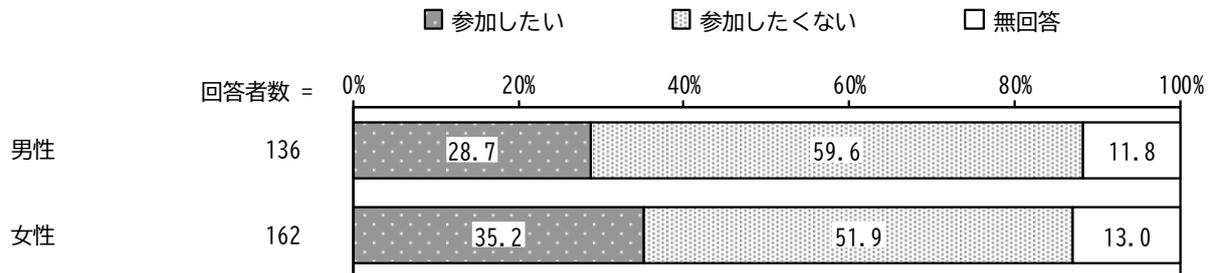


【文化・芸術活動】

◆現在

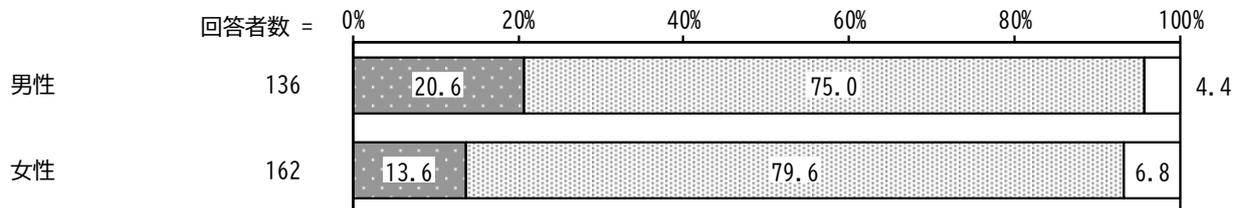


◆今後

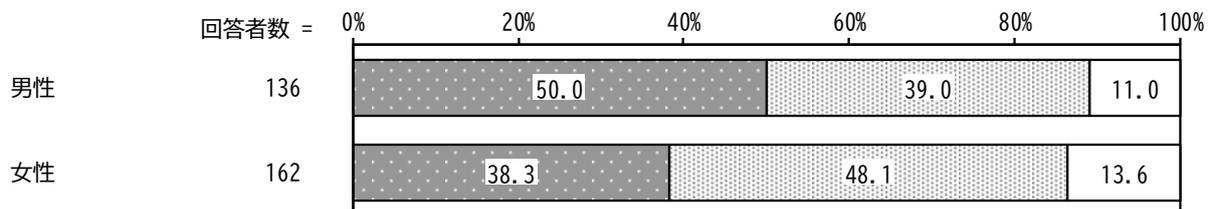


【スポーツ・健康づくり活動】

◆現在

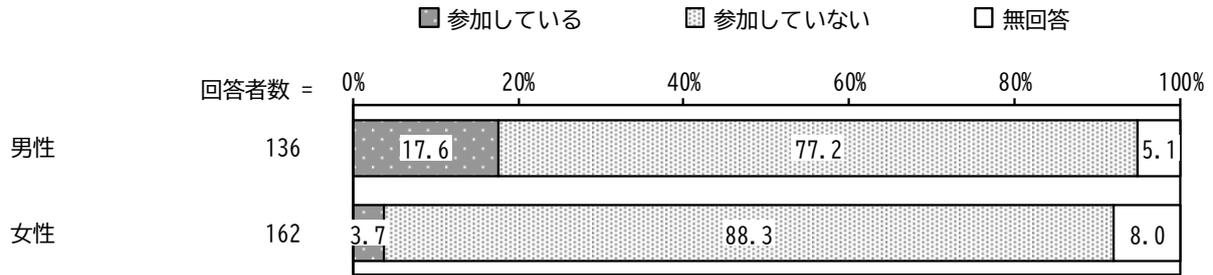


◆今後

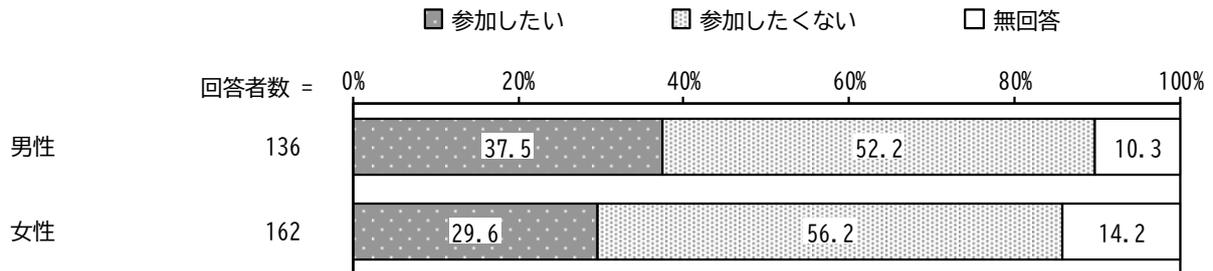


【消防、防犯、交通安全などの活動】

◆現在



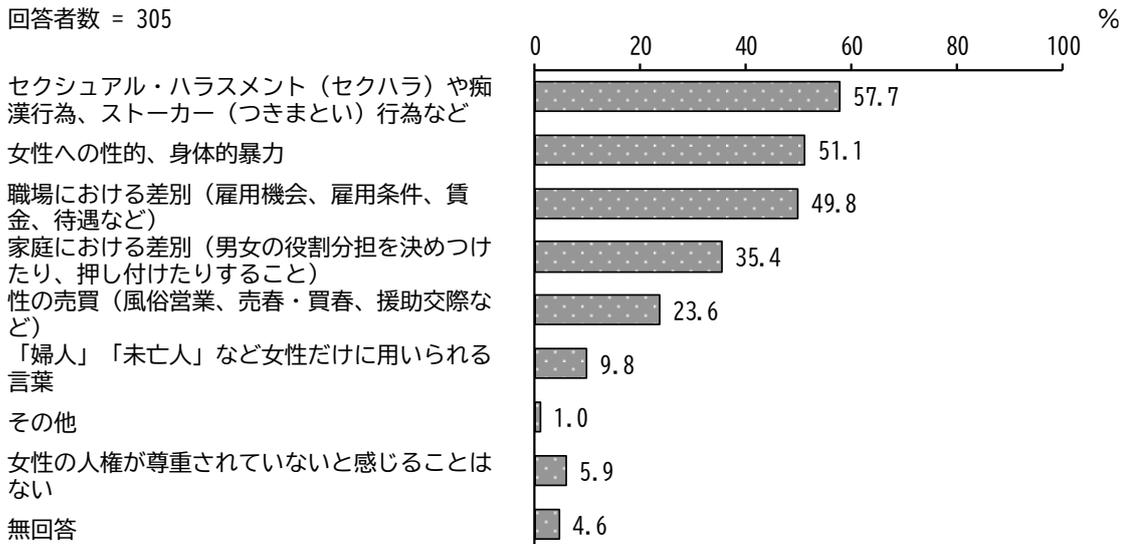
◆今後



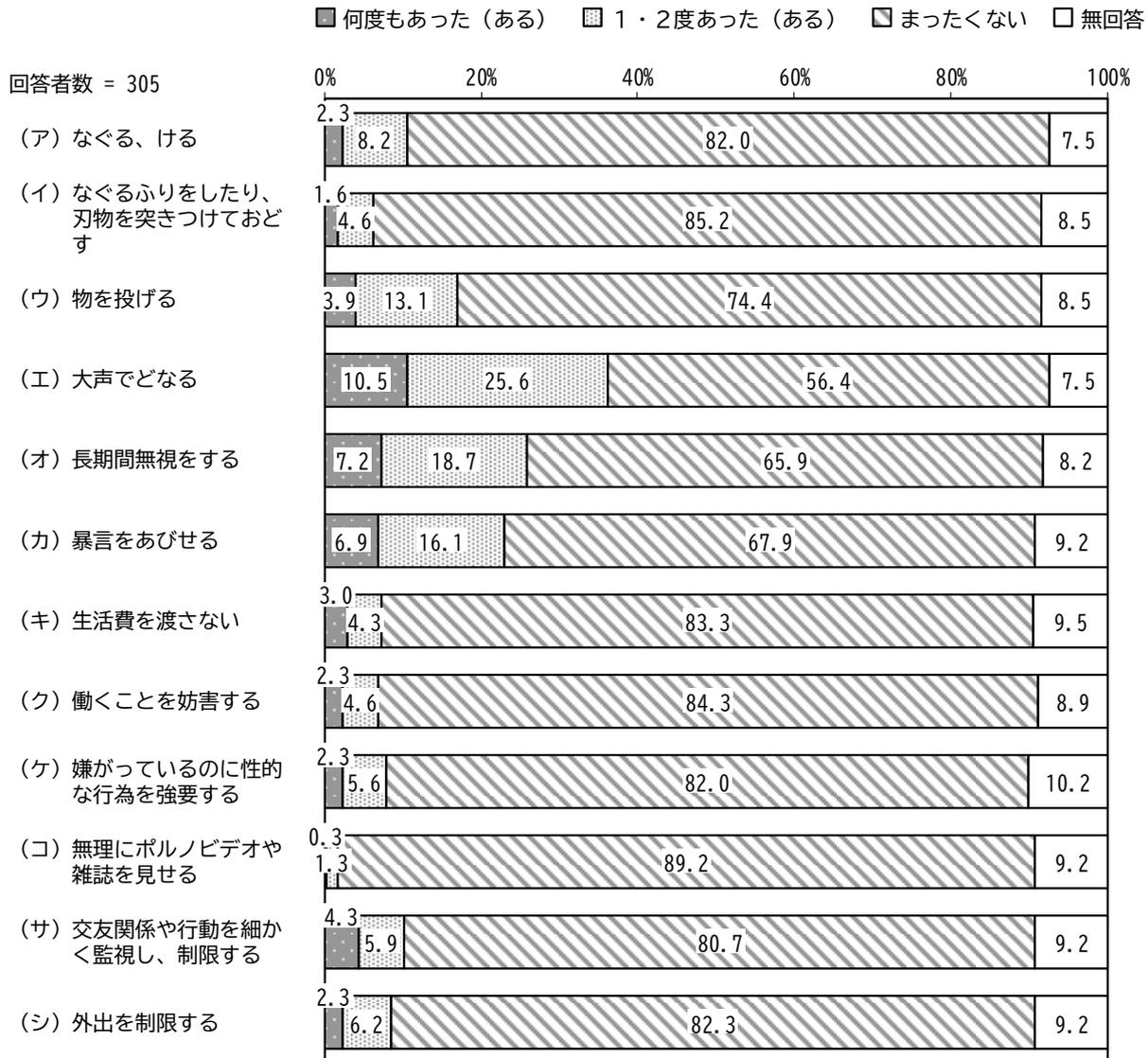
○ 女性の人権が尊重されていないと感じることについて

「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）や痴漢行為、ストーカー（つきまとい）行為など」の割合が57.7%と最も高く、次いで「女性への性的、身体的暴力」の割合が51.1%、「職場における差別（雇用機会、雇用条件、賃金、待遇など）」の割合が49.8%となっています。

回答者数 = 305



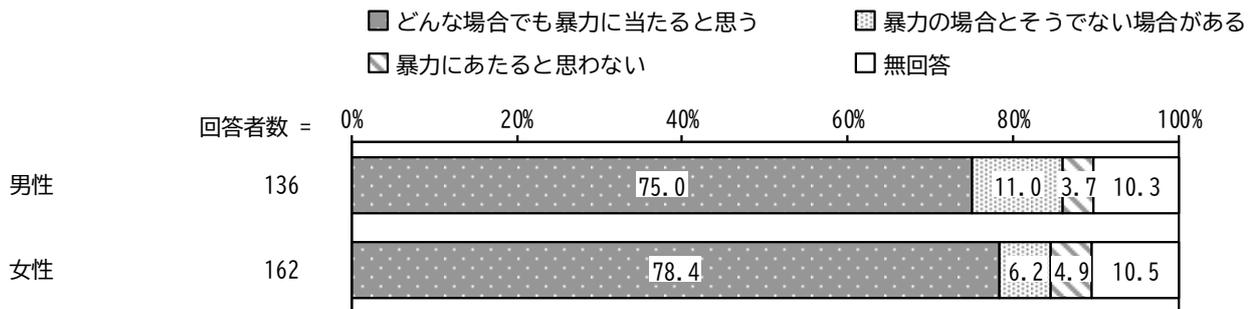
- 配偶者（事実婚や元配偶者を含む）・恋人から暴力等を受けたことがあるか  
『(エ) 大声でどなる』で「何度もあった（ある）」「1・2度あった（ある）」が、  
『(コ) 無理にポルノビデオや雑誌を見せる』で「まったくない」が高くなっています。



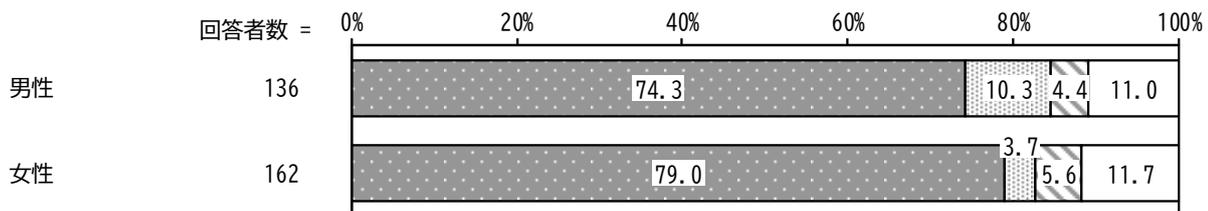
○ 暴力にあたると思うかについて

『(工) 大声でどなる』と『(オ) 長期間無視をする』で「暴力の場合とそうでない場合がある」が高く、『(キ) 生活費を渡さない』と『(サ) 交友関係や行動を細かく監視し、制限する』で「暴力にあたると思わない」が高くなっています。

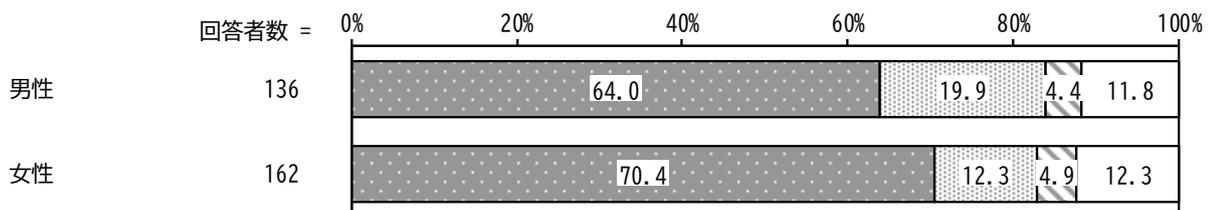
【なぐる、ける】



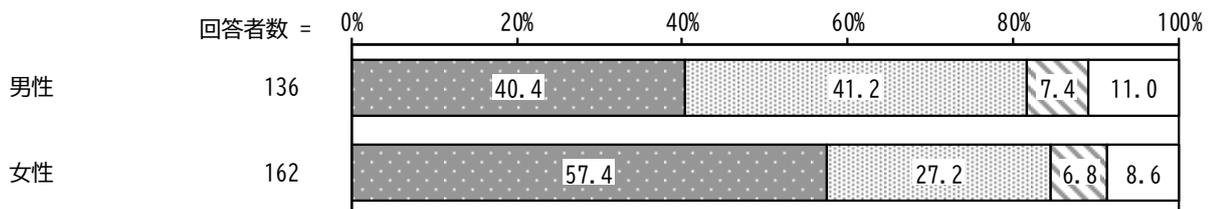
【なぐるふりをしたり、刃物を突きつけておどす】



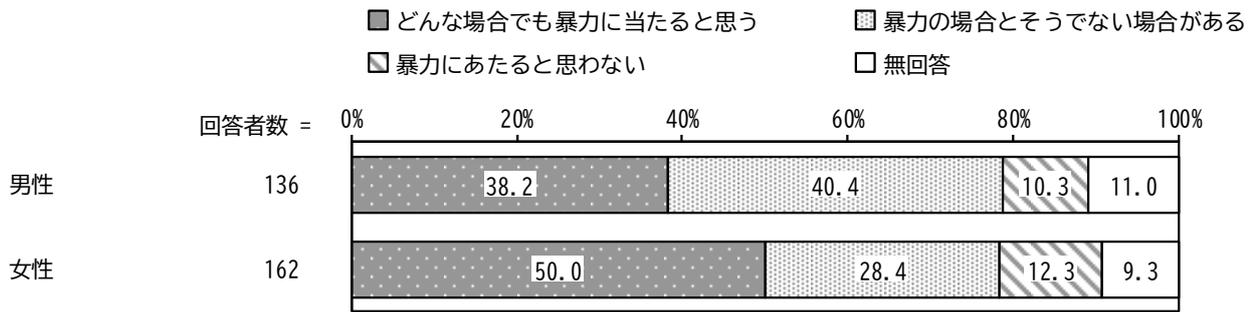
【物を投げる】



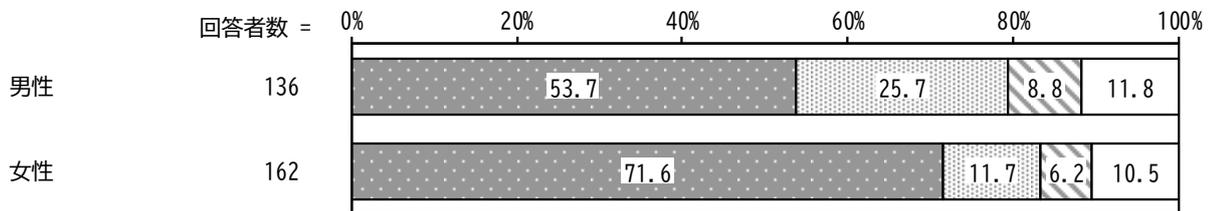
【大声でどなる】



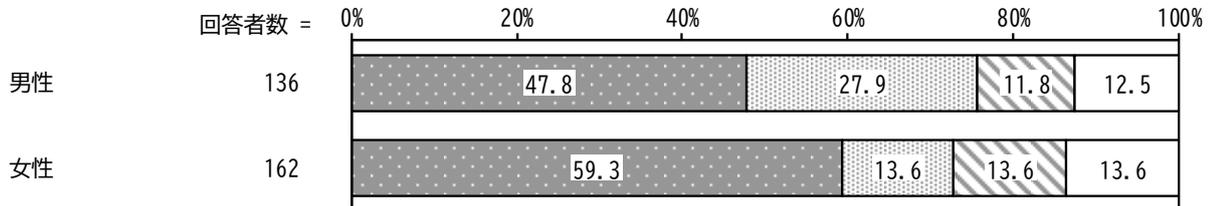
【長期間無視をする】



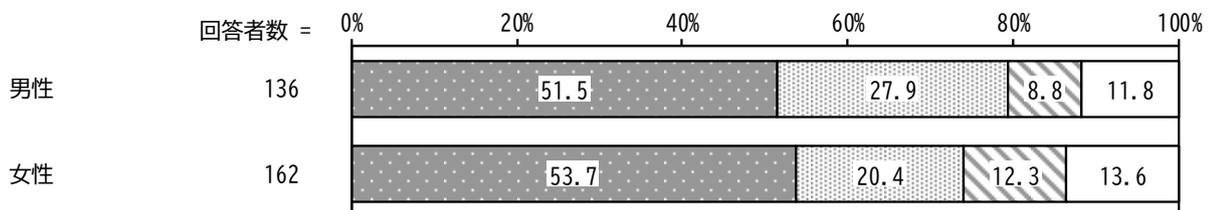
【暴言をあげせる】



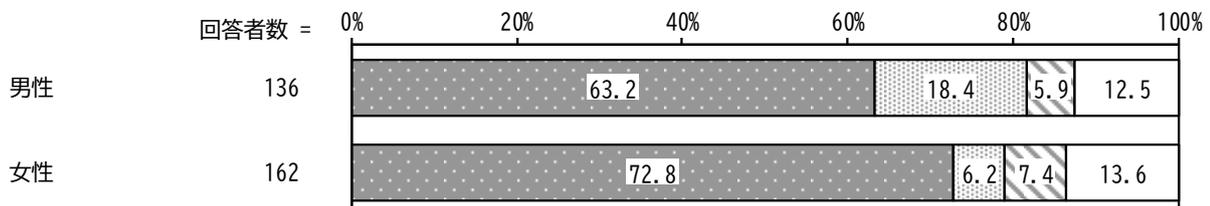
【生活費を渡さない】



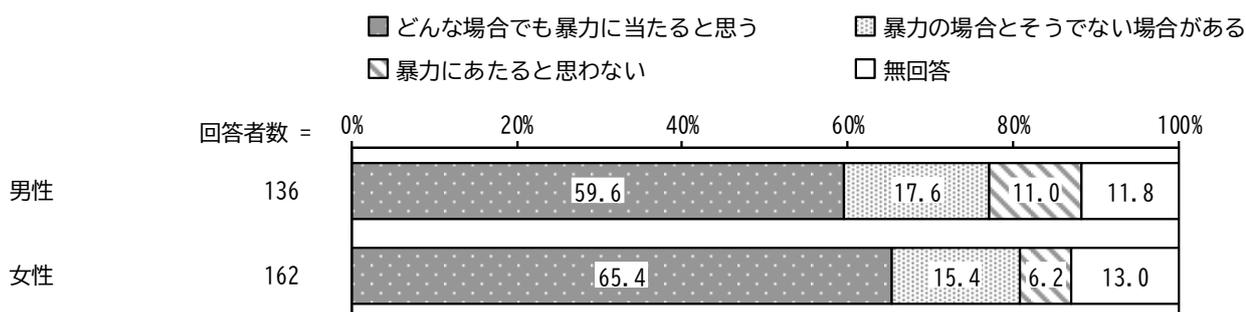
【働くことを妨害する】



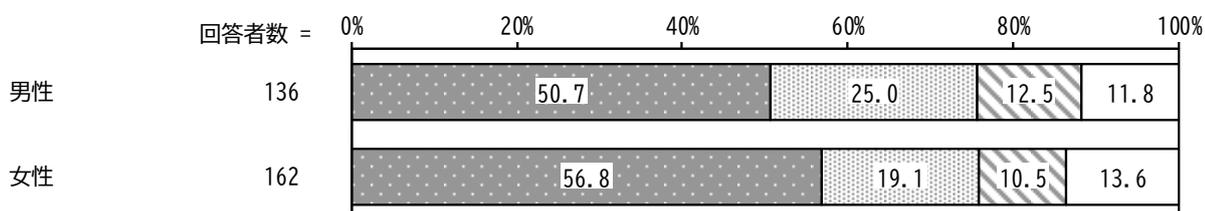
【嫌がっているのに性的な行為を強要する】



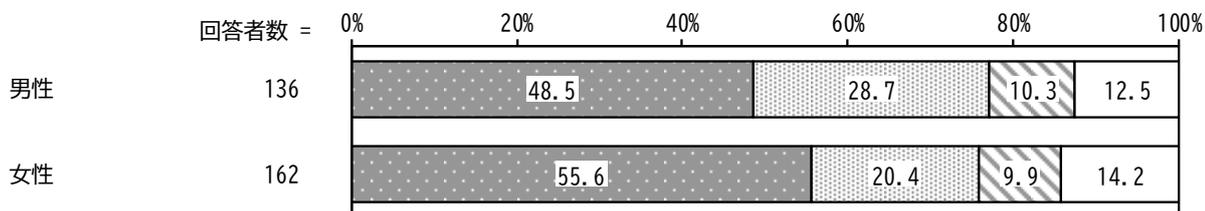
【無理にポルノビデオや雑誌を見せる】



【交友関係や行動を細かく監視し、制限する】



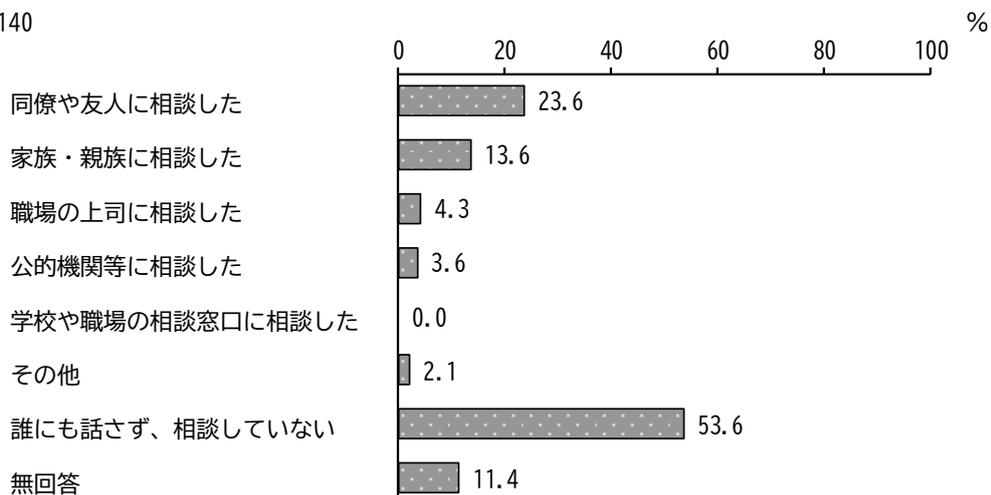
【外出を制限する】



○ 暴力を受けた際に相談した経験について

「誰にも話さず、相談していない」の割合が53.6%と最も高く、次いで「同僚や友人に相談した」の割合が23.6%、「家族・親族に相談した」の割合が13.6%となっています。

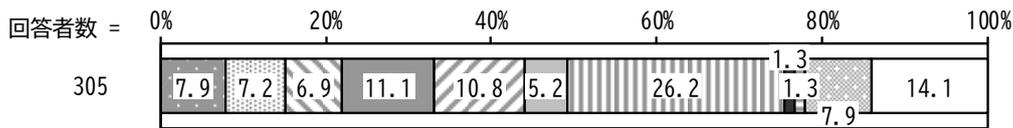
回答者数 = 140



○ 防災分野で男女平等の視点を活かすために必要なこと

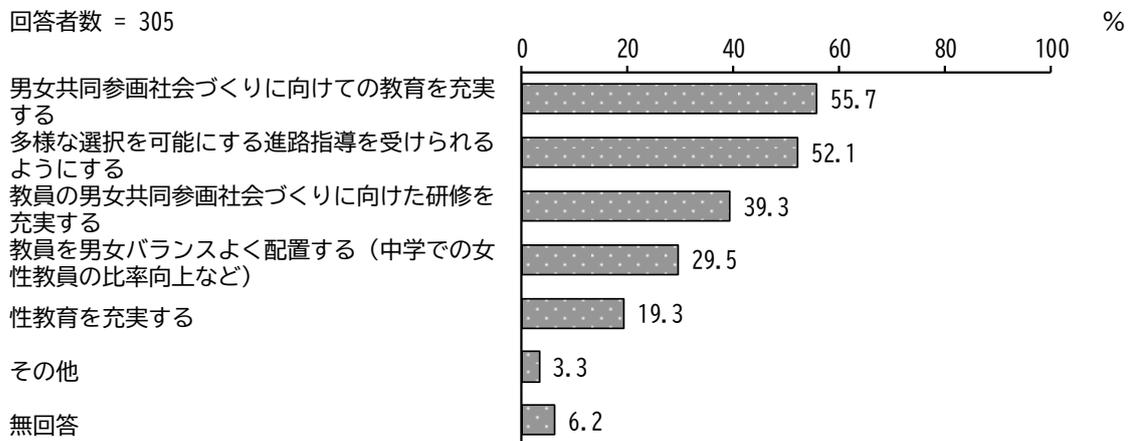
「避難所で性別に応じてプライバシー（更衣・授乳など）が確保できるようにする」の割合が26.2%と最も高く、次いで「避難所でのリーダーや炊き出しなど、役割を性別で固定せず分担する」の割合が11.1%、「災害時の備えについて、性別によって異なるニーズを反映する」の割合が10.8%となっています。

- 防災分野の委員会や会議により多くの女性が参加できるようにする
- ▨ 災害対応や復興においてリーダーとなれる女性を育成する
- ▩ 地域防災計画や災害に関する各種マニュアル等に男女平等の視点を入れる
- 避難所でのリーダーや炊き出しなど、役割を性別で固定せず分担する
- ▨ 災害時の備えについて、性別によって異なるニーズを反映する
- ▩ 自治体職員（防災担当部署）について防災現場に女性が十分配置されるよう、採用・登用段階を含めて留意する
- ▨ 避難所で性別に応じてプライバシー（更衣・授乳など）が確保できるようにする
- 暴力の防止策を講じたり、相談窓口を設置する
- その他
- ▨ わからない
- 無回答



○ 男女共同参画を推進するために学校教育の場で必要な取り組みについて

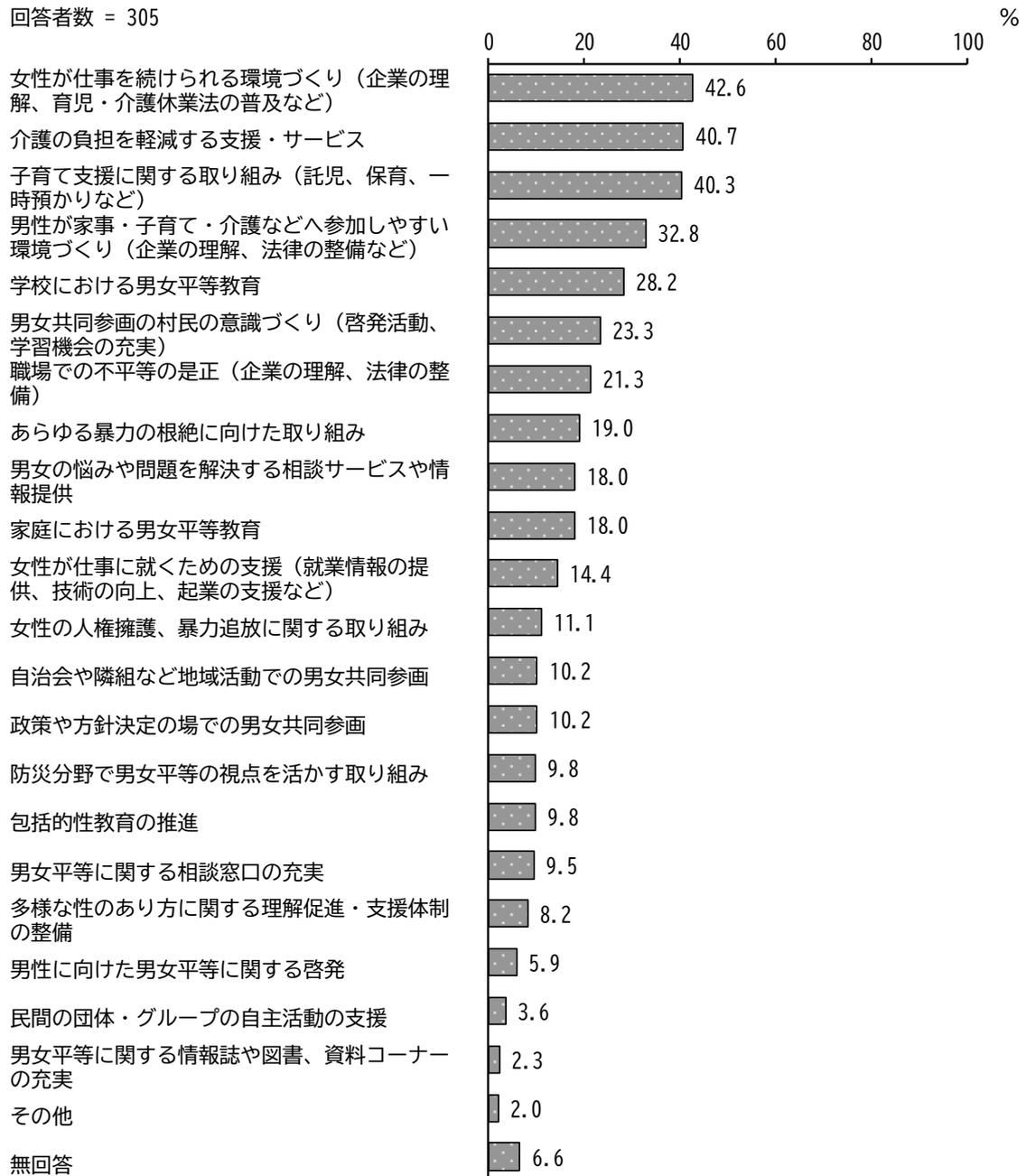
「男女共同参画社会づくりに向けての教育を充実する」の割合が55.7%と最も高く、次いで「多様な選択を可能にする進路指導を受けられるようにする」の割合が52.1%、「教員の男女共同参画社会づくりに向けた研修を充実する」の割合が39.3%となっています。



○ 男女共同参画社会に向けて、今後村で力をいれて取り組めば良いこと

「女性が仕事を続けられる環境づくり(企業の理解、育児・介護休業法の普及など)」の割合が42.6%と最も高く、次いで「介護の負担を軽減する支援・サービス」の割合が40.7%、「子育て支援に関する取り組み(託児、保育、一時預かりなど)」の割合が40.3%となっています。

回答者数 = 305



### (3) アンケート調査結果から見える村の課題

#### ○ 「男女共同参画」に関する言葉や制度について

『ポジティブ・アクション』で「まったく知らない」が51.5%、『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）』で「まったく知らない」が65.9%と最も高くなっており、広報紙及びホームページへの掲載や啓発ポスターの掲示等により、言葉や制度についての周知・啓発を図っていく必要があります。

#### ○ 男女平等について

『社会通念・慣習・しきたりなど』『政治の場』『社会全体』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”が60%を超えており、あらゆる分野における男女共同参画の推進が求められます。

#### ○ 家庭について

「男（夫）は仕事、女（妻）は家庭」という考え方について、「そのとおりだと思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が28.2%となっており、固定的な性別役割分担意識の解消や軽減を図っていく必要があります。

#### ○ 職業（仕事）について

今後女性が増える方がよいと思う職業等について、「国会議員、都道府県議会議員、市（区）町村議会議員」の割合が56.4%と最も高く、次いで「都道府県、市（区）町村の首長」、「企業の管理職」となっており、施策・方針決定の場での男女共同参画が求められます。

#### ○ 地域活動について

『自治会・老人クラブ活動』『PTA、子ども会、青少年育成などの活動』『スポーツ・健康づくり活動』『消防、防犯、交通安全などの活動』で、男女で「参加している・していない」、「参加したい・したくない」の割合に差があり、地域活動における男女共同参画意識の高揚が求められます。

#### ○ 女性の人権と暴力について

配偶者・交際相手から『大声でどなる』『長時間無視をする』や『なぐる、ける』などの被害を受けた人がおり、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みが求められます。また、そうした被害を受けても、「誰にも話さず、相談していない」の割合が53.6%と最も高く、女性相談支援員を配置するなど相談しやすい体制の構築を進めていく必要があります。

## ○ 災害について

防災分野で男女平等の視点を活かすために必要なこととして、「避難所で性別に応じてプライバシー（更衣・授乳など）が確保できるようにする」の割合が26.2%と最も高くなっており、災害の多い昨今の状況から、日頃から男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の取り組みを推進するとともに、被災時の避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが必要です。

## ○ 教育について

男女にかかわらず、ともに家事・子育て・介護を担い合っていくために必要なこととして、「小さい時から、男女ともに家事や育児に関する教育をする」の割合が49.8%と最も高くなっており、幼少期から男女平等教育を推進していく必要があります。

## ○ 千早赤阪村における男女共同参画に向けた取り組みについて

男女共同参画社会に向け、村で力を入れる方がよい取り組みについては、「女性が仕事を続けられる環境づくり（企業の理解、育児・介護休業法の普及など）」の割合が42.6%と最も高く、次いで「介護の負担を軽減する支援・サービス」の割合が40.7%、「子育て支援に関する取り組み（託児、保育、一時預かりなど）」の割合が40.3%となっており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みが求められます。



---

## 5 前計画（第2期）の取り組み状況と課題

---

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

「固定的な性別イメージの解消とジェンダー平等意識の浸透」を目的に、職員研修の実施や、広報活動、啓発イベントの開催を進めました。また、地域住民に対して男女共同参画の重要性を発信するために、講演会やパネル展を通じた周知活動を行い、地域全体で共同参画意識を育む取り組みを実施しました。

さらに、学校教育や生涯学習の場では、人権教育の一環としてジェンダー平等教育を実施しました。これらにより、住民の理解度を広げ、多様性を尊重する社会の基盤づくりに努めています。

しかし、「参加の範囲に限られる」「特定層の参加が多い」など、取り組みの対象者が偏る傾向や世代間の価値観の違いにより、ジェンダー平等意識に差が見られるため、今後は、幅広い層への啓発を進めるために、世代別やライフステージ別に応じたアプローチを検討する必要があります。

### 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、こども家庭センターを中心とした育児相談や保護者を対象とした情報提供を行いつつ、子育ての負担軽減を推進するとともに、また、高齢者支援では、地域包括支援センターを充実させ、地域包括ケアシステムの構築を図りました。

しかし、周知不足により利用が進まない事業があるため、情報提供方法を見直すとともに、今後、参加者の多様化を促進するため、男女ともに取り組みやすい支援環境を整えることが必要です。

### 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進

あらゆる分野において男女共同参画を実現するため、審議会や地域活動における女性の登用を推進し、役職率の向上をめざした取り組みを行いました。各種啓発講座を通じて、住民への意識改革を図り、女性がリーダーシップを発揮しやすい環境整備を支援するなど、地域の多様な分野で男女が平等に参画するための基盤づくりが進められている一方で、役職登用については未だに固定的な性別役割認識が課題となっています。また、啓発活動の対象が限られていることにより、施策の実効性をさらに向上させる必要があります。今後、啓発方法を強化し、幅広い層の住民意識を変えるような取り組みを進めることが求められます。

## 基本目標Ⅳ 互いの人権尊重

男女平等のもとに互いの人権を尊重し、村内における人権意識を高める啓発活動を進めました。住民向けの啓発イベントの他、広報紙やパンフレットを活用した情報提供を実施しました。また、学校教育では、情報モラル教育や情報活用能力の向上を図り、メディア・リテラシーの育成に向けた取り組みを行いました。

しかし、啓発活動が特定テーマに偏る場合があることや、固定的価値観を持つ層への対応が十分でない状況があることから、今後、ジェンダーに加えて、LGBTQ+など多様な人権課題を取り上げた啓発を進めることで、住民の意識を広く醸成する必要があります。

## 基本目標Ⅴ DV防止対策と被害者支援

DV被害者には、自分が被害者であるという自覚がないままに暴力を受け続けている人がいます。また、女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性があります。

DV防止対策と被害者支援に向けて、継続的な相談窓口の運営や啓発ポスターの掲示を通じた周知啓発を行うとともに、若年層を対象とした次世代の防止意識を育成するべく学校での教育・地域での啓発活動を行いました。

また、専門機関との連携強化を図り、広域的な支援ネットワークの構築の充実を図りました。

今後は、相談窓口や支援制度の周知とあわせて、暴力の根絶に向けた取り組みや困難な問題を抱えた女性への支援など切れ目のない継続した支援のため、庁内各課をはじめ、関係機関・民間団体等との連携を強化していくことが必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

前計画では、「互いを尊重し、個性や能力を発揮できる、みんなに優しい千早赤阪村」を基本理念とし、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

計画策定から10年が経過し、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、男女共同参画を取り巻く社会状況は大きく変化してきました。

そのため、本計画では、性別にとらわれることなく、互いを尊重し、誰もが幸せを感じながらあらゆる分野で男女が対等に暮らしていける男女共同参画社会の実現をめざすため、新たに「多様な幸せ (well-being) を実現できる千早赤阪 ～互いを尊重し、誰もが自分らしく生きられる村～」を基本理念として定め、男女共同参画に関する施策を推進していきます。

**多様な幸せ (well-being) を実現できる千早赤阪  
～互いを尊重し、誰もが自分らしく生きられる村～**

### 2 計画の基本目標

男女共同参画社会は、誰もが家庭、地域、職場など、あらゆる場で活躍できる社会です。誰もが幸せを感じながらあらゆる分野で男女が対等に暮らしていける男女共同参画社会の実現をめざすため、以下の4つを基本目標として定め、基本理念の実現に向けた取り組みを進めます。また、本計画を実効性のあるアクションプラン（行動計画）とするため、具体的な目標値を設定します。

#### 基本目標Ⅰ 誰もが多様な選択ができる男女共同参画社会実現のための意識づくり

すべての人が性別にかかわらず平等に尊重される社会をつくるためには、男女共同参画の意識形成や性の多様性への理解が必要です。学校や認定こども園等において啓発活動を行うなど、幼いころからの意識形成を図っていきます。また、家庭や地域における男女共同参画意識を高めるための啓発を行います。

項目	現状値 (R7)	目標値 (R17)
「男女共同参画社会」という言葉の認知度 (住民意識調査結果より)	30.8%	50.0%
「社会全体」において男女平等だと感じる人の割合 (住民意識調査結果より)	15.8%	30.0%

## 基本目標Ⅱ 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり

### 【千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】

人々のライフスタイルや価値観も多様化する中、性別や年齢を問わず、仕事と家事・育児・介護等を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解や取り組みを促進します。社会の活力の維持に向けて、地域や職場などさまざまな分野ですべての人がその能力を最大限に発揮できるよう働きやすい環境を整備するとともに、地域や職場における女性の参画を推進します。

項目	現状値 (R7)	目標値 (R17)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合 (住民意識調査結果より)	70.2%	85.0%
庁内男性職員の育児休業取得率 (取得者数/対象者数)	100%	100%

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進

すべての人が性別や立場にかかわらず、個性と能力を発揮できるよう施策や方針決定の場において男女共同参画を進めるとともに、庁内でも率先して男女平等を推進し、職員一人ひとりが意識を高めながら、安心して働ける環境づくりをめざします。

項目	現状値 (R7)	目標値 (R17)
庁内審議会等における女性委員の登用割合	19.0%	30.0%
庁内の管理職における女性比率	25.0%	38.4%

## 基本目標Ⅳ 多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境づくり

暴力を許さないという意識を社会全体に根づかせ、DVや性暴力、ハラスメントなどの未然防止と早期対応を進めます。関係機関との連携を強化し、被害者が安心して支援を受け、自立できる環境づくりをめざします。

また、困難を抱える女性が孤立することなく必要な支援につなげられるよう、庁内連携を強化するとともに、住民一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、男女特有の健康課題に関する知識の普及や、自分の健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう支援します。

項目	現状値 (R7)	目標値 (R17)
DVに対して相談した人の割合 (住民意識調査結果より)	46.4%	75.0%
DVに対して公的機関等に相談した人の割合 (住民意識調査結果より)	3.6%	7.2%
女性相談支援員の配置	0人	1人以上

### 3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策
<p>多様な幸せ (well-being) を実現できる千早赤阪 「互いを尊重し、誰もが自分らしく生きられる村」</p>	<h4>基本目標Ⅰ</h4> <p>誰もが多様な選択ができる 男女共同参画社会実現 のための意識づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>1 学校・園における男女平等教育の意識づくり</li><li>2 家庭や地域における男女共同参画</li></ul>
	<h4>基本目標Ⅱ</h4> <p>性別にかかわらず自分らしく 働くことができる環境づくり 【千早赤阪村女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する計画】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>1 職業生活における活躍支援</li><li>2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・ balan ス）の推進</li><li>3 男性の家事、育児、介護への主体的参画の促進</li></ul>
	<h4>基本目標Ⅲ</h4> <p>あらゆる分野における 男女共同参画の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>1 施策・方針決定の場での男女共同参画</li><li>2 庁内における男女共同参画の推進</li></ul>
	<h4>基本目標Ⅳ</h4> <p>多様な立場の人々が安心して いきいきと暮らせる環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>1 あらゆる暴力やセクシュアルハラスメント等 の根絶【千早赤阪村DV対策基本計画】</li><li>2 様々な困難を抱える人々への支援強化 【千早赤阪村困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】</li><li>3 生涯を通じた男女の健康への支援</li><li>4 防災における男女共同参画</li></ul>

## 第4章

# 施策の内容と具体的取り組み

## 基本目標Ⅰ 誰もが多様な選択ができる男女共同参画社会 実現のための意識づくり

### (1) 学校・園における男女平等教育の意識づくり

固定的な性別役割分担意識は、学校や家庭、地域社会など、幼少期からの長い間に形成される傾向があります。こうした固定観念を防ぐため、幼少期から男女共同参画意識を育てることが重要です。幼児教育や学校教育の中で、人権尊重の理念を基盤に、男女平等の意識を育てる取り組みを進めます。また、男女共同参画の視点を踏まえたメディア・リテラシーの向上に向けた取り組みを行います。

#### 具体的取り組み

① 男女平等教育の推進	
●学校・園において男女相互の理解と協力や人権尊重についての教育を実施する。	教育課 こども課
●児童生徒一人ひとりの個性や能力を生かした進路指導を行う。	教育課
●男女ともに家事・育児や介護等の体験ができる機会を充実する。	教育課 福祉課

② 教職員・保護者の男女平等意識の向上	
●教職員の男女共同参画意識をさらに高めるための研修への参加を促進するとともに、学校独自の研修を支援する。	教育課
●男女共同参画に根ざした家庭教育について普及、啓発を行う。	
●学校行事に父親、母親とも参加しやすい行事設定を行う。	

※メディア・リテラシー：情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。

③ メディア・リテラシーの向上	
●メディア・リテラシー向上のための学習機会の充実と普及啓発を行う。	教育課
●男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーの向上を図るための情報資料や図書等を充実し、利用を促進する。	住民課
●千早赤阪村・河南町・太子町の3町村の合同により、インターネット上における有害な投稿のモニタリングを月1回実施する。	

## (2) 家庭や地域における男女共同参画

すべての人が社会的に構築された性別に縛られることなく、それぞれの個性や能力を活かして「自分らしく」生きることができるよう、家庭や地域において男女共同参画意識を高めるための啓発を行います。

### 具体的取り組み

①家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	
●固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、気づきの機会を提供する。(千早赤阪村男女共同参画推進計画の周知)	住民課
●千早赤阪村・河南町・太子町の3町村合同による男女共同参画に視点を置いた講座や講演会を年1回開催する。	
●男女共同参画についての啓発や情報提供を行う。	
②性の多様性に関する理解の促進	
●各種広報・情報提供にあたっては、性別による固定観念にとらわれない多様なイメージで表現する。	総務政策課
③男女共同参画に関する情報の収集・提供	
●村が行う調査においては、男女別や年齢別等の各種データを収集し、施策に反映させていく。	関係各課
●国や府及び市町村の男女共同参画に関する情報を収集し、提供する。	住民課
●男女共同参画に関する情報資料や図書等を充実し、利用を促進する。	

## 基本目標Ⅱ 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり

### 【千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】

#### (1) 職業生活における活躍支援

男女が対等な立場で働く社会をめざし、就労条件が男女平等の視点から設計されるように、働く場での均等な機会と待遇の確保に関する周知を継続して実施します。

##### 具体的取り組み

①就労の支援	
●就業全般に関する相談や情報提供の充実を図る。	農林環境課
●就労を支援する各種研修会の情報提供を行う。	
②雇用に関する法律等の普及	
●男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法等に関する周知・啓発を行う。	農林環境課
③起業の支援	
●起業を支援する各種研修会の情報提供を行う。	農林環境課

#### (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

誰もが自らの希望に応じた働き方を実現することができる、働きやすい職場環境を実現するために、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知するとともに、育児、介護などの事情を抱える人々に対し、各種法制度の周知を行います。

##### 具体的取り組み

①ワーク・ライフ・バランスの推進	
●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する認識を深めるための啓発を行う。	住民課
●育児・介護休業法等ワーク・ライフ・バランスを促進する法制度の周知・啓発を行う。	農林環境課

### (3) 男性の家事、育児、介護への主体的参画の促進

夫婦がともに育児について理解し、共有できる環境づくりを支援するとともに、育児に関する様々な問題や不安を解消するため、こども家庭センターを中心とした支援の充実を図ります。

また、高齢者や障がいのある人には、介護や支援が必要になっても地域で安心して生活を送ることができるように、地域全体で支える体制を構築します。

#### 具体的取り組み

①子育て支援体制の充実	
●千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。	こども課
●こども家庭センターにおける子育て支援機能を充実する。	
●子育てに関する相談の充実と学習会を実施する。	
●子育て中の親の交流機会を充実する。	
●男女共同参画の視点を踏まえ、多様な保育サービスを充実する。	
●放課後児童健全育成を充実する。	
②介護支援体制の充実	
●千早赤阪村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進を図る。	福祉課
●千早赤阪村障がい者計画・障がい福祉計画の推進を図る。	
●地域包括支援センターにおける介護に関する相談と学習機会を充実する。	
●在宅介護サービスを充実するとともに、介護予防に関する普及・啓発を行う。	
●高齢者の交流を促進するとともに、介護予防自主グループに対し、活動の支援を行う。	

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進

### (1) 施策・方針決定の場での男女共同参画

すべての分野の施策や方針決定の場において、一方の性に偏ることなく、多様な意見を反映できる仕組みを整え、男女共同参画を推進します。

また、女性に対し、研修や講座への参加を促進することで、女性が様々な場面でリーダーシップを発揮できる環境づくりを進めます。

#### 具体的取り組み

①女性の登用を推進する環境整備	
●村職員が審議会等への女性の参画の重要性についての認識を深め、女性の参画推進を図る。	関係各課
●審議会等への女性の登用を促進する。	
●コミュニティ、地域活動に関する各種団体役員等への女性の登用と参画を促進する。	
●審議会等の女性登用率を年1回公表する。	住民課
②活躍できる人材の育成	
●女性職員が管理職としての能力を向上できる研修機会の充実を図る。	秘書財政課
●事業所や地域に対して、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）や女性が指導的立場に登用されることの意義について啓発する。	住民課
③男女共同のまちづくりへの住民参画推進	
●さまざまな地域活動において男女が積極的に参画することを促進する。	関係各課
●ボランティア活動や地域活動に積極的に参加できるように情報提供や支援を行う。	
●男女共同参画をテーマにした講演会等の情報提供を行う。	住民課
●男女共同参画にかかる活動支援や住民参画事業の情報提供を行う。	

## (2) 庁内における男女共同参画の推進

あらゆる事業を実施する際には男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。村職員に対しても研修等を通じて、男女共同参画の周知及び啓発を行っていきます。

### 具体的取り組み

①男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	
●男女共同参画意識を高めるための研修を充実する。	秘書財政課
●村職員の男女共同参画に関する研修に積極的に参加できるようにeラーニングを活用した研修を実施する。	
●村職員に向けた男女共同参画に関する情報を提供する。	住民課



## 基本目標Ⅳ 多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境づくり

### (1) あらゆる暴力やセクシュアルハラスメント等の根絶 【千早赤阪村DV対策基本計画】

暴力は重大な人権侵害であり、決して容認されるべきではないものです。この認識を社会全体に広め、すべての住民がその重要性を理解できるよう啓発に取り組みます。特にDVやセクシュアルハラスメントに関して正しい理解を広めるための啓発活動を推進するとともに、被害者の早期発見・対応を可能にする仕組みを整備します。

#### 具体的取り組み

①あらゆる暴力を許さない体制の充実	
●あらゆる暴力を根絶するためにチラシ等を配布し、情報提供を行う。	住民課
●大阪府女性相談センターや暴力に関する相談機関との連携を強化する。	
●高齢者や障がい者への虐待の未然防止に向けて、関係機関との連携を図りながら虐待などの予防及び早期発見などの体制を構築する。	福祉課
●要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携を通じて、児童虐待の防止を推進する。	こども課
●いじめや体罰を許さない教育環境づくりを推進するとともに、スクールカウンセラー等も活用し、「チーム学校」として早期発見・早期対応を行う。	教育課
②ハラスメント等防止のための対策	
●セクシュアルハラスメント等防止のための周知・啓発を行う。	住民課
③被害者の保護と支援体制の強化	
●被害者の安全を確保するため、警察や配偶者暴力支援センター（大阪府女性相談センター・富田林子ども家庭センター）等関係機関との連携を強化する。	住民課 関係各課

④相談体制の強化と相談窓口の周知	
●DV被害者の相談窓口の充実を行う。	住民課
●被害者相談窓口に関する情報を広く周知する。	
⑤関係機関とのネットワークづくり	
●被害者を支援するためのネットワークを整備する。	住民課
⑥住民への啓発の推進	
●DVについて正しい理解が得られるよう、周知・啓発を行う。	住民課
⑦学校における啓発の推進	
●児童生徒に対して、DV（デートDV含む）防止に向けた啓発を行う。	教育課

---

※デートDV：DVのうち、恋人間の暴力のことをいう。

## (2) 様々な困難を抱える人々への支援強化

### 【千早赤阪村困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

障がいのある人、高齢者、部落差別（同和問題）の当事者、在日外国人、性的マイノリティなどに対する差別や社会的排除の経験に加え、性的な被害や女性特有の問題など、様々な困難を抱える人及びそのおそれのある人の社会的・経済的な課題に対応するため、生活の安定と経済的自立をめざした支援が必要です。日常生活における多様な相談を受ける体制を充実するとともに、援助を必要とする人たちに対し、適切な支援を行うとともに、すべての人が安心して暮らせるよう、人権を尊重した施策を推進します。

#### 具体的取り組み

①相談体制の充実	
●女性相談支援員を配置し、相談窓口を充実する。	住民課
●千早赤阪村・河南町・太子町の3町村の広域連携による、安心して相談できる体制を充実する。	
●対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止めるため、相談支援包括化推進員として社会福祉士を1名配置し、窓口を充実する。	福祉課
②援助を必要とする人たちへの自立支援	
●ひとり親家庭に対する支援を充実する。	こども課
●母子保健事業を通じて、妊娠期から子育て期まで困りごとを早期に発見する体制を充実する。	健康課
●自立の促進を図ることに必要な情報提供及び助言をし、関係機関と連携・協働して一体的に切れ目のない支援を行う。	福祉課
③外国人居住者への支援	
●在住外国人からのさまざまな相談に対応する体制を構築する。	住民課
④被差別マイノリティ女性支援のための意識醸成	
●様々な状況等により困難な状況に置かれていることに加え、女性はさらに複合的に困難な状況に置かれている可能性があることに留意した上で、人権を尊重する住民意識の醸成を図るため、周知・啓発を行う。	関係各課

### (3) 生涯を通じた男女の健康への支援

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を社会全体で広く共有するための意識啓発を進めます。男女がともに高い関心を持ち、正確な知識や情報を得られるよう、認識を深めるための施策に取り組みます。

また、生涯を通じて住民の健康を支えるために、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに大きく変化する健康課題に対応した支援が必要です。ライフステージに応じた適切な健康づくりを推進し、住民が安心して心身ともに健康に過ごせる取り組みを進めます。

#### 具体的取り組み

①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	
●教育活動全体を通じて学校における性に関する指導や相談体制の充実に努める。	教育課
●互いの性を尊重する意識を育み、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解を深めるための啓発を行う。	住民課

②男女特有の健康課題に対する理解を深めるための取り組み	
●健康ちはやあかさか21の推進を図る。	健康課
●各種健診やがん検診などライフステージにおける保健サービスを充実し、利用の推進を図る。	
●健康づくりに関する活動の支援及び、生涯を通じた住民の健康に関する相談や健康教室を充実する。	

---

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関わる健康と権利のこと。妊娠・出産等について、女性が自己決定する権利のこと。

## (4) 防災における男女共同参画

すべての住民が安全で安心できる生活を送れるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を積極的に推進し、地域全体の防災力を高めることをめざします。

災害時の影響が性別によって異なることを踏まえ、避難所の運営等において女性の視点を取り入れることが必要です。女性や子ども、高齢者など多様な立場に配慮した避難所運営が行えるよう取り組みます。

### 具体的取り組み

#### ①地域防災における男女共同参画の推進

●男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動を推進する。

●女性の視点を取り入れた避難所運営マニュアルを活用し、避難所における男女共同参画を促進する。

自治防災課



## 第5章 計画の推進

本計画は、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、内容が広範・多岐にわたっています。これは、男女共同参画が住民生活のあらゆる分野にかかわっており、社会全般に広く存在しているということを意味するものです。したがって、この計画を着実に推進していくためには、各課との連携・協力のもとに、全庁的な取り組みが必要です。

また、本計画の推進を着実なものにするためには、より一層、村、住民、事業者、教育関係者の理解と協力のもと、計画を推進していくとともに、国・府・近隣市町との連携を深め、施策の充実を図ります。

### 1 庁内推進体制の充実

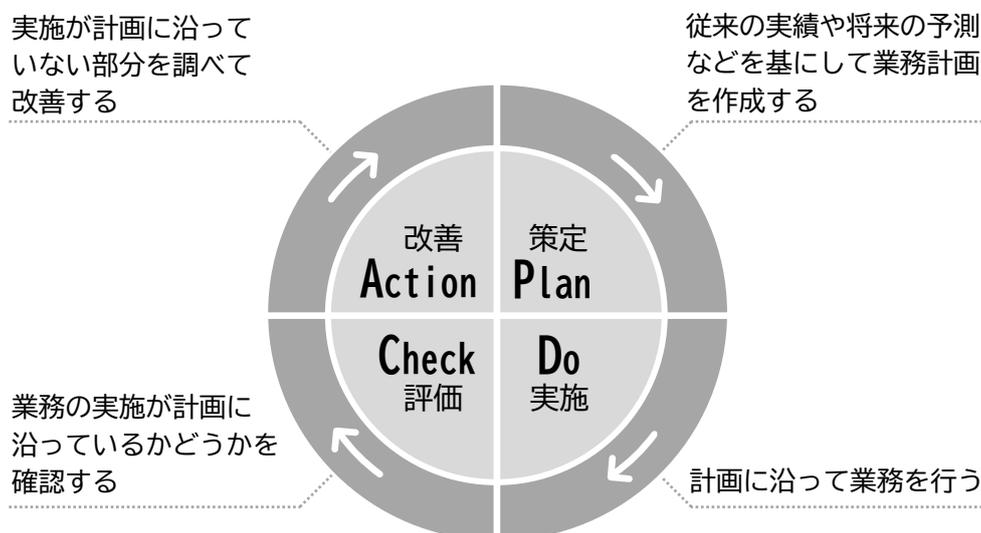
男女共同参画の推進は、行政のあらゆる分野に関わっています。本計画では特に関わりの深い取り組みを掲載していますが、すべての職員が男女共同参画の視点をもって業務を遂行することが重要となります。

全庁をあげて男女共同参画を推進するため、「千早赤阪村男女共同参画社会推進本部」を設置し、推進する上での問題や改善すべき点等を共有することで庁内推進体制の充実を図ります。

### 2 住民・事業者等との連携の推進

本村では、「千早赤阪村男女共同参画推進条例」に基づき、村、住民、事業者、教育関係者等がそれぞれの役割を担い、連携を図りながら、計画の基本理念の達成に向けて、「PDCAサイクル」に基づいて進行状況の把握、点検を行い、「千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会」において、定期的に計画の進捗状況の評価を実施するとともに、必要に応じて、施策の見直し・改善を図ります。

PDCAサイクルのイメージ



# 資料編

## 1 社会の動向

国連婦人の十年

世界の動き		日本の動き	・大阪府の動き ○千早赤阪村の動き
国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	1975(S50)年	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
	1976(S51)年		・女性問題担当窓口を労働部労働福祉課に設置
	1977(S52)年	「国内行動計画」策定	・「大阪府婦人問題推進会議」設置
国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	1979(S54)年	「女子差別撤廃条約」署名	・「大阪府婦人問題企画推進本部」設置
	1980(S55)年		・企画部府民文化室に婦人政策係を設置
	1981(S56)年		・「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定
	1982(S57)年		・企画部に「婦人政策室」を設置
「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「夫人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985(S60)年	「男女雇用機会均等法」公布 ※1997年, 2006年, 2016年改正 「女子差別撤廃条約」批准	
	1986(S61)年		・「21世紀をめざす大阪府女性プラン」策定
	1987(S62)年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 「配偶者特別控除制度」創設	
	1989(H1)年	セクシュアル・ハラスメントを理由とした国内初の民事裁判	
	1991(H3)年	「育児休業法」の公布 公務員採用試験における女子の受験制限の撤廃	・「大阪府第3期行動計画」策定 ・審議会等への女性委員の登用目標率を25%に改定 ・「大阪府女性基金」設置
	1993(H5)年	中学校における家庭科の男女必修完全実施	
国際人口開発会議（カイロ）行動計画採択	1994(H6)年	男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令） 男女共同参画推進本部設置 高等学校における家庭科の男女必修完全実施	・「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ・ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）開館
第4回世界女性会議 - 平等、開発、平和のための行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	1995(H7)年	「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正（介護休業制度の法制化） ※2009年, 2016年, 2017年, 2019年, 2021年に改正	・男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告
	1996(H8)年	「男女共同参画2000年プラン」策定	・大阪女子大学に女性学研究センター開設
	1997(H9)年	「介護保険法」公布 ※2005年, 2008年, 2011年, 2014年, 2017年改正	・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画（改訂）～新女と男のジャンプ・プラン」策定
	1998(H10)年		・「女性政策課」を「男女協働社会づくり課」に改称
	1999(H11)年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行	・「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表
国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	2000(H12)年	「男女共同参画基本計画」閣議決定	
	2001(H13)年	男女共同参画会議、男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ※2004年, 2007年, 2013年, 2014年, 2019年, 2023年改正	・大阪府男女協働社会づくり審議会答申 ・「男女協働社会づくり課」を「男女共同参画課」に改称 ・大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）策定
	2002(H14)年		・「大阪府男女共同参画推進条例」施行 ○千早赤阪村男女共同参画社会研究会設置（河南町、美原町、太子町、千早赤阪村で組織）
	2003(H15)年	「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	・「男女いきいき・大阪げんき宣言事業者顕彰制度」創設

世界の動き		日本の動き	・大阪府の動き ○千早赤阪村の動き
国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	2005(H17)年	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ○千早赤阪村男女共同参画社会推進本部設置 ○千早赤阪村男女共同参画推進計画策定懇話会設置 ○「千早赤阪村男女共同参画に関する住民意識調査」実施
	2006(H18)年		
	2007(H19)年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ※2010年改定	
	2008(H20)年		・「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」答申
	2009(H21)年		・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定 ・「男女共同参画に関する府民意識調査」実施
国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	2010(H22)年	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
UN Women正式発足	2011(H23)年		・「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）（改訂版）策定
	2012(H24)年	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	・2016年配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定（2012～2016）
国連「北京+20」記念会合（第59回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）） 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択* G7伊勢・志摩サミット「女性の能力階下のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	2015(H27)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ※2019年改正 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	○千早赤阪村男女共同参画推進計画策定懇話会設置 ○「千早赤阪村男女共同参画に関する住民意識調査」実施
	2016(H28)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ※2022年改正	・「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）（2016～2020）策定 ○「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」策定 ○千早赤阪村男女共同参画推進条例制定
	2018(H30)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ※2021年改正 「民法」改正（女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ） ※2022年施行	
W20日本開催（第5回WAW!と同時開催）	2019(R1)年		
国連「北京+25」記念会合（ニューヨーク）	2020(R2)年	「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 ※2023年一部変更	
	2021(R3)年		・「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）（2021～2025）策定
	2022(R4)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	
	2023(R5)年	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行	
	2024(R6)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	・「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（2024～2026）策定

\*目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

## 2 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正：令和7年6月27日法律第80号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方

公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なも

のとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女協同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な

法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図

ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を促進するよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章男女共同参画会議

附則（略）

# 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和7年12月10日法律第84号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体

に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
  - 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
  - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
    - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
    - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
    - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
  - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作

成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者

を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力

を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被

害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身邊につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする事。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその

性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁

判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファ

クシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地  
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地  
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにおいて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察 職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
  - 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
    - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
    - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
    - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
      - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
      - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
      - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
      - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
  - 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。
 

（迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び

退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄

本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられ

ているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの

規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるときに交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるときに交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面

第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に

係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
-----	-----	------------------------------------

	被害者	被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに

係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保

護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### （検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

#### （検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を

勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項ま

での規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下

この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の二第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

## 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

平成27年9月4日法律第64号

最終改正：令和7年6月11日法律第63号

目次	
第一章 総則（第一条—第四条）	
第二章 基本方針等（第五条・第六条）	
第三章 事業主行動計画等	
第一節 事業主行動計画策定指針（第七 条）	
第二節 一般事業主行動計画等（第八条— 第十八条）	
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）	
第四節 女性の職業選択に資する情報の公 表 （第二十条・第二十一条）	
第四章 女性の職業生活における活躍を推 進するための支援措置（第二十二条—第二十 九条）	
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）	
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）	
附則	

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によ  
って職業生活を営み、又は営もうとする女  
性とその個性と能力を十分に発揮して職業  
生活において活躍すること（以下「女性の  
職業生活における活躍」という。）が一層重  
要となっていることに鑑み、男女共同参画  
社会基本法（平成十一年法律第七十八号）  
の基本理念にのっとり、女性の職業生活に  
おける活躍の推進について、その基本原則  
を定め、並びに国、地方公共団体及び事業  
主の責務を明らかにするとともに、基本方  
針及び事業主の行動計画の策定、女性の職  
業生活における活躍を推進するための支援  
措置等について定めることにより、女性の  
職業生活における活躍を迅速かつ重点的に  
推進し、もって男女の人権が尊重され、か  
つ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要  
の多様化その他の社会経済情勢の変化に対

応できる豊かで活力ある社会を実現するこ  
とを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進  
は、職業生活における活躍に係る男女間の  
格差の実情を踏まえ、自らの意思によって  
職業生活を営み、又は営もうとする女性に  
対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇  
用形態の変更その他の職業生活に関する機  
会の積極的な提供及びその活用を通じ、か  
つ、性別による固定的な役割分担等を反映  
した職場における慣行が女性の職業生活に  
おける活躍に対して及ぼす影響に配慮し、  
併せて、女性の健康上の特性に留意して、  
その個性と能力が十分に発揮できるように  
することを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、  
職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、  
育児、介護その他の家庭生活に関する事由  
によりやむを得ず退職することが多いこと  
その他の家庭生活に関する事由が職業生活  
に与える影響を踏まえ、家族を構成する男  
女が、男女の別を問わず、相互の協力と社  
会の支援の下に、育児、介護その他の家庭  
生活における活動について家族の一員とし  
ての役割を円滑に果たしつつ職業生活にお  
ける活動を行うために必要な環境の整備等  
により、男女の職業生活と家庭生活との円  
滑かつ継続的な両立が可能となることを旨  
として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当  
たっては、女性の職業生活と家庭生活との  
両立に関し、本人の意思が尊重されるべき  
ものであることに留意されなければならない  
（国及び地方公共団体の責務）第三条国及  
び地方公共団体は、前条に定める女性の職  
業生活における活躍の推進についての基本  
原則（次条及び第五条第一項において「基

本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項四前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)第六条

都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるも

- のは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。  
(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、

第三十九条、第四十一条第二、第四十二条、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。第十七条公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一

般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営

もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」とい

う。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項-65-に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者第三十八条法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則（略）

## 5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等  
（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等  
（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二條）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援

助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所

（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴

力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実

施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第三章 女性相談支援センターによる支援等（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談は支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法

により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定

める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
  - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け取ることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市に

- あつては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。
- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
  - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
  - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
  - 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。  
(都道府県等の補助)
- 第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。  
(国の負担及び補助)
- 第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。)
- 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

#### 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日  
(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 6 千早赤阪村男女共同参画推進条例

平成28年3月23日条例第5号

### 千早赤阪村男女共同参画推進条例

#### 前文

日本国憲法においては、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、わが国では、国際社会における取組と連動しながら、男女共同参画社会基本法を始めとした男女平等の実現に向けた法や制度の整備が進められてきた。

千早赤阪村においても、男女共同参画社会の実現をめざして、男女の人権尊重を基本とした様々な施策を実施してきた。

しかしながら、性別による役割分担意識やこれに基づく社会慣行等が依然として残っており、男女の生き方の自由な選択や社会活動への参画の機会を妨げる要因になっていることから、なお一層の取り組みが求められている。

少子高齢化の進展や社会経済情勢が大きく変化する中で、性別にとらわれることなく、個性と能力が十分発揮できる、豊かで活力ある地域社会を築くためには、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会のあらゆる分野で対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要な課題である。

ここに千早赤阪村は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、村、村民、事業者及び教育関係者が協働して、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、本村における男女共同参画社会の推進に関する基本理念を定め、村、村民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に実施し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 村民 村内に在住、在勤又は在学する者をいう。

(3) 事業者 村内において、営利又は非営利を問わず、事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(4) 教育関係者 村内において学校教育、家庭教育、職場教育、社会教育その他教育活動に携わる者をいう。

(5) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域その他の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の就業環境や学習環境を害することをいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者など親密な関係にある者、又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力行為又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

(1) 男女が個人として尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 村における政策又は事業者若しくは各種の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護等その他家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できるよう配慮されること。

(5) 男女が、それぞれの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、その動向と協調すること。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 村は、男女共同参画施策の実施に当たっては、国及び地方公共団体と連携を図るとともに、村民、事業者及び教育関係者(以下「村民等」という。)と協力して取り組まなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、村が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、村が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、仕事と家庭その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に配慮した教育に努めるとともに、村が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害等の禁止)

第8条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(4) 性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人等に対する人権侵害

(公衆に表示する情報への配慮)

第9条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、異性に対する暴力行為その他性別による差別的取扱いを助長する表現を行わないように配慮するものとする。

(男女共同参画推進計画の策定)

第10条 村長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画推進計画」という。)を策定するものとする。

2 村長は、男女共同参画推進計画を策定するに当たっては、村民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 村長は、男女共同参画推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は男女共同参画推進計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 村は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に配慮するものとする。

(広報及び啓発)

第12条 村は、男女共同参画の推進について村民等の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

(活動への支援)

第13条 村は、村民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(積極的改善措置)

第14条 村は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、村民等と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 村は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第16条 村は、男女共同参画施策の策定及び実施に関し必要な調査研究を行うものとする。

(苦情及び相談)

第17条 村民等は、男女共同参画施策その他の村が実施する施策のうち、男女共同参画

の推進に影響を及ぼすと認められるものについて苦情又は意見(以下「苦情等」という。)があるときは、その旨を村長に申し出ることができる。

2 村民等は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたときは、村長に対し、相談の申出をすることができる。

3 前2項の規定による苦情等又は相談の申出があったときは、村長は、速やかに対応し、これを適切に処理するものとする。この場合において、村長は、当該申出を処理するため必要があると認めるときは、関係機関に対し協力を要請するものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 7 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会規則

平成13年12月11日規則第17号

改正

平成17年9月29日規則第11号

令和元年5月21日規則第12号

### 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例（平成13年千早赤阪村条例第23号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (任務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する事項を調査審議し、答申するものとする。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員11名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他村長が適当と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第8条 審議会の庶務は、住民課において処理する。

#### (委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

##### (招集等の特例)

2 公布日以後最初に行われる審議会、その他会長又は副会長が欠けているときの審議会の会議は、村長が招集し、会長が選任されるまでの間は、村長が指名する者がその会議を主宰する。

附 則（平成17年9月29日規則第11号抄）

##### (施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（令和元年5月21日規則第12号）

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

## 8 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

令和8年3月31日現在

	氏名	所属	備考
1	田村 登	千早赤阪村人権協会	会長
2	池上 英明	大阪教育大学	副会長
3	土井 典子	千早赤阪村民生委員児童委員協議会	
4	東條 由紀子	千早赤阪村教育委員会	
5	川邊 清	千早赤阪村社会福祉協議会	
6	田中 鈴代	富田林人権擁護委員協議会	
7	福田 堯之	千早赤阪村企業人権協議会	
8	上原 裕美	NPO 法人ちはや子どもサポート	
9	東門 幸一	千早赤阪村区長会	
10	鶴岡 弘美	富田林市人権協議会	

## 9 千早赤阪村男女共同参画社会推進本部設置要綱

平成17年3月29日

千早赤阪村要綱第5号

### (設置)

第1条 本村における男女共同参画社会に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、千早赤阪村男女共同参画社会推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な計画の策定及び推進に関すること。

(2) 男女共同参画に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、男女共同参画社会を実現するために必要な事項。

### (組織)

第3条 推進本部は、副村長、教育長、部長級、課長級の職にある者をもって組織する。

2 推進本部に、本部長、副本部長を置く。

3 本部長には副村長を、副本部長には人権主管部長をもって充てる。

### (本部長等)

第4条 本部長は、会議の議長となり会務を処理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (幹事会)

第5条 推進本部の所掌事務の具体的事項を検討し調整するため推進本部を組織する係長又は主査の職にある者をもって組織する幹事会を置く。

2 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長には、人権事務担当者を、副幹事長には、人事事務担当者をもちて充てる。

4 幹事長は、所掌事務を総括する。副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

### (庶務)

第7条 推進本部の庶務は、人権主管課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年3月29日から施行する。

附 則（平成17年10月1日要綱第28号）

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日要綱）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月4日要綱第23号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月16日要綱第26号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する

附 則（令和7年4月24日要綱第29号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年12月18日要綱第58号）

この要綱は、公布の日から施行する。

## 10 第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画策定経過

日程	内容
令和7年7月8日	第1回千早赤阪村男女共同参画社会推進本部幹事会開催 ・第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画の策定について ・住民意向調査(アンケート調査)の実施について
令和7年9月1日～ 令和7年9月19日	「男女共同参画に関する住民意識調査」実施
令和7年11月5日	第2回千早赤阪村男女共同参画社会推進本部幹事会開催 ・住民意識調査(アンケート調査)の結果報告について ・千早赤阪村男女共同参画推進計画の体系・骨子の検討について ・事業評価及び庁内ヒアリングについて
令和7年11月28日	庁内ヒアリング実施
令和7年12月8日	第3回千早赤阪村男女共同参画社会推進本部幹事会開催 ・第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画(素案)の検討について ・パブリックコメントの実施について
令和7年12月24日～ 令和8年1月23日	パブリックコメント実施
令和8年2月5日	千早赤阪村男女共同参画社会推進本部会議 ・第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画(案)について
令和8年2月13日	令和7年度千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会 ・第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画(案)について ・第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランの進捗状況について

## 第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画

---

令和8年3月発行

千早赤阪村 民生部 住民課

〒585-8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

TEL 0721-72-0081

FAX 0721-72-1880